

平成 23 年度税制改正に関する意見書

平成 22 年3月

東京地方税理士会

平成 23 年度税制改正に関する意見書

目 次

一	はじめに（一部変更）	1
二	税制改正の基本的な考え方（一部変更）	
	（1）応能負担原則に基づく税制の構築（一部変更）	2
	（2）公平な税負担	2
	（3）国民にとってわかりやすい税制（一部変更）	2
	（4）合理的な納税者の事務負担（一部変更）	2
	（5）時代に適合しうる税制（一部変更）	3
	（6）透明な税務行政（一部変更）	3
三	本意見書の構成と編集方針	3
四	改正要望事項	
1.	国税通則法関係及び税務行政に関する事項	
	【重要な改正要望事項】	
	（1）国税通則法の第1条（目的）の改正等（一部変更）	4
	（2）税務調査に関する適正手続規定の整備について（一部変更）	5
	（3）過大税額の減額修正申告について（一部変更）	6
	（4）税務通達等の情報公開及び重要な通達の法律化について（一部変更）	7
	（5）法令等の解釈における事前の意見聴取等について	8
	【その他の改正要望事項】	
	（1）延滞税の割合の特例の見直しについて	8
	（2）死亡により振替納税が不可能になった場合の延滞税の 免除について	9
	（3）国税における不服申立て前置の廃止等について（一部変更）	9
	（4）更正の請求ができる理由の拡大について	10
	（5）行政立法手続きに関する規定の創設について（一部変更）	10
	（6）国税不服審判所の裁決事例の公表について	10
	（7）国税不服審判所の機構改革について	11
	（8）国税審判官の民間人任用について	12
	（9）国税審判官の資格について	12

(10) 税務オンブズマンの設置について	1 2
(11) 納税者番号制度について	1 3
(12) 電子申告制度等とプライバシー保護及び情報公開について	1 3
(13) 地方税における電子申告・電子納税の普及	1 4
(14) 税務署に提出した書類の閲覧等について	1 4
(15) 法定外の文書について	1 4
(16) 臨税制度の廃止について	1 4
(17) 納税者支援調整官制度の見直しについて	1 5

2. 国税共通関係(関連租税特別措置法関係を含む)

【重要な改正要望事項】

(1) 同族会社の行為計算否認規定の見直しについて(一部変更)	1 6
(2) 欠損金等の繰越期間の撤廃等について	1 6

【その他の改正要望事項】

(1) 少額減価償却資産等の損金算入限度額の引き上げ等について (一部変更)	1 7
(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の廃止について	1 7
(3) 自動車リサイクル預託金について	1 7

3. 所得税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 土地建物等の譲渡損益と他の所得・損失との損益通算制度の復活について	1 8
(2) 土地建物等の長期譲渡所得の特別控除の復活について	1 8
(3) 給与所得者に対する課税所得計算のあり方について(一部変更)	1 8
(4) 所得控除の見直しについて (一部変更)	2 0
(5) 人的控除の適用除外規定から青色事業専従者と白色事業専従者控除額を外すことについて	2 1

【その他の改正要望事項】

(1) 外貨建投資為替差損益の取り扱いについて	2 1
(2) 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止について	2 1
(3) 源泉所得税の納期限、納期特例適用者の範囲及び納期特例の適用開始期間について	2 2
(4) 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の見直しについて	2 2
(5) 事業と称するに至らない規模の不動産所得等の資産損失の取扱いについて	2 3
(6) 被災事業用資産の損失等の繰越控除期間の延長について	2 3
(7) 譲渡所得における相続税額の取得費加算の特例について	2 3

(8) 居住用建物の所有期間の通算について	24
(9) ベンチャー企業等に対するエンゼル税制について	24
(10) 青色申告承認申請の取扱いについて (一部変更)	24
(11) 公的年金等の課税制度の見直しについて (一部変更)	25
(12) 財産債務明細書の提出制度を廃止することについて	25
(13) 自らの責に基因しない損失についての雑損控除の適用について	25
(14) 退職所得控除額の見直しについて	26
(15) 不動産の譲渡損失の繰越しの取扱いについて	26
(16) 相続等による事業承継後の減価償却方法の選択について	26
(17) 住宅ローン控除制度の見直し (新設)	27

4. 法人税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 役員給与の取扱いについて (一部変更)	28
(2) 退職給付引当金制度及び賞与引当金制度の復活について (一部変更)	28
(3) 交際費課税制度の見直しについて	29

【その他の改正要望事項】

(1) 認定NPO法人の認定手続きの見直しについて (一部変更)	29
(2) 受取配当金の取扱いについて	30
(3) 法人が民事再生法等による債務免除の適用を受けた場合の取扱いについて	30
(4) 特定同族会社の留保金課税の廃止について	31
(5) 法人の青色申告承認申請書等の提出期限について	31
(6) 土地譲渡益重課制度の廃止について	31
(7) 定期借地権に係る権利金の取扱いの見直しについて	32
(8) 経理責任者の申告書の自署押印、罰則規定について	32

5. 相続税・贈与税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 相続税の課税方式の変更について (一部変更)	33
(2) 相続税の財産評価について	33
(3) 相続税の連帯納付の義務の廃止について	34
(4) 非上場株式等についての納税猶予制度について (新設)	34

【その他の改正要望事項】

(1) 物納手続きについて	35
(2) 生命保険金等非課税金額の引き上げについて	35
(3) 営業権の評価について	35

(4) 相続時精算課税制度について（一部変更）	36
(5) 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋を取得した場合について（一部変更）	37

6. 消費税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 消費税の課税の基本原理の変更について（一部変更）	38
(2) インボイス方式と帳簿及び請求書等の保存について	39

【その他の改正要望事項】

(1) 税率について（一部変更）	39
(2) 消費税の申告期限の明定化について	39
(3) 消費税の不服申立てについて所得税、法人税の青色申告者と 同様に直接審査請求できるようにすることについて	40
(4) 法人が会社設立と同時に消費税課税期間を短縮する場合の、 課税期間と会計期間の不一致により、最後に3月未満の端 数期間が生じた場合の処理について	40
(5) 課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額の控除について	41
(6) 同一の役務提供行為に係る課税・非課税の取扱いについて（新設）	41

7. 地方税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 地方税における税務行政手続きの推進について	42
(2) 事業税の外形標準課税の導入及びその他の法定外新税 の導入について	42
(3) 固定資産税評価算定手続きについて	42

【その他の改正要望事項】

(1) 事業税の社会保険診療報酬の非課税制度の廃止について（一部変更）	43
(2) 廃業の場合の個人事業税の申告期限について	43
(3) 固定資産税の負担の軽減について	43
(4) 住民税における確定申告不要制度の創設について	44
(5) 利子割について	44
(6) 固定資産税評価証明書の職務上請求制度の創設について	44

(凡 例)

法令等の略称表示は、次の通り。

「通法」	は国税通則法
「所法」	は所得税法
「法法」	は法人税法
「相法」	は相続税法
「消法」	は消費税法
「措法」	は租税特別措置法
「地法」	は地方税法

この他、各法の「令」は施行令、「則」は施行規則、「基通」は基本通達

一 はじめに（一部変更）

本書は、税理士法第 49 条の 11（税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。）の規定に基づく東京地方税理士会（以下「本会」という）の平成 23 年度税制改正意見書である。

私たち税理士は、税務の専門家であり、税法に関する法律家である。そして、業務を通じて納税者と常に接していることから、税制及び税務行政に対する納税者の様々な考え方を知りうる立場にある。本書の作成にあたり、本会会員・各支部・各部委員会に税制改正要望意見の提出を依頼したところ、176 件の要望意見が提出された。本書は、従来の主張にこれらの意見を加味し、86 項目に集約した上で、理事会の議決を経て意見表明するものである。

本会は、平成 21 年 10 月に開催された第 37 回日税連公開研究討論会において「国税通則法の抜本的改革」をテーマとする研究発表を行った。その成果を、本書の「四 改正要望事項 1. 国税通則法関係及び税務行政に関する事項」に反映させた。

平成 21 年夏の総選挙で民主党が議席の過半数を獲得し、政権交代が実現した。これに伴い自民党政権下で、国民の目に触れないところで税制改正を一元的に決定してきた与党税制調査会と、決定に当たっての理論の構築を役割としてきた従来の政府税制調査会は廃止され、財務大臣の下に政治家をメンバーとする新たな政府税制調査会を設置し、公開された議論を通じて政治家が責任を持って税制改正・決定を行うことになった。これにより、旧与党税制調査会と旧政府税制調査会をつなぐ官僚が実質的に主導してきたこれまでの税制改正プロセスが変更されることになる。民主党のマニフェストがいう通り、「公平・透明・納得」という納税者の視点に立った原則の下で、国民の代表者である政治家が税制改正・決定を主導することを期待する。

政権交代の効果の一つとして、特殊支配同族会社における役員給与の一部損金不算入制度（法法 35 条）が平成 22 年度改正で廃止された。平成 18 年度税制改正大綱で突然内容が発表された唐突な改正であった成立経緯の面からも、異なる課税体系をもつ所得税制と法人税制を混同し、資金流出して担税力のない部分に特定の会社のみ課税するなど理論的にも、この制度の成立当初から一貫して廃止を要望し続けてきた本会は、制度の廃止を歓迎する。

本会は、国民一人一人が納得して納税できる税制及び公正・透明な税務行政の実現を願う団体である。多数の納税者との接触から生まれた本書が、今後の税制及び税務行政の改善に十分反映されるよう要望する。

二 税制改正の基本的な考え方（一部変更）

百年に一度ともいわれる世界金融危機の影響は、実体経済にも大きな影を落とし、世界同時不況が原因でわが国経済も深刻な不況に陥った。急激な景気後退もようやく底を打ち、一部の大企業は回復の兆しを見せつつあるともいわれるが、体力の乏しい中小企業をとりまく経営環境は以前にも増して著しく悪化している。平成 23 年度税制改正に際しては、国内需要を喚起し、わが国経済を支える中小企業が活力を取り戻すための諸施策を早急に採用されなければならない。

税制には国民の理解と納得が不可欠であり、税制改正の際は公開された議論と国民への十分な説明が必要である。同様に、公正・透明な税務行政の実現には、納税者の視点に立った制度を構築する必要がある。

税制改正大綱等で突然内容が発表されるような、唐突な税制改正は、国民の理解を得ることはできない。改正内容を事前に公開の場で議論し、決定過程をも透明化することが望まれる。税制は租税法律主義に従い、国会における公開された議論を通じて、法律で規定されることが必要である。重要な課税要件を通達に委ねている項目は、法律で規定すべきである。また、納税者の不利益に変更する遡及立法は、納税者の理解を得られないばかりでなく、納税者の法的安定を図り、予測可能性を保障する憲法第 84 条の租税法律主義に反することから、許容することはできない。

税制及び税務行政に対する納税者の考え方は千差万別であるが、いかなる立場からの主張であっても、税制の具体化にあたっては、公平・中立・簡素の 3 要素に配慮するものでなければならない。

その上で、本会は以下の点に重点を置くべきであると考えている。

(1) 応能負担原則に基づく税制の構築（一部変更）

消費税の導入以降、わが国は所得・消費及び資産に対する租税を適切に組み合わせるタックス・ミックスの時代へと入っている。

本会は、応能負担原則に基づく実質的な課税の公平を実現することが重要であると考えている。所得・消費及び資産間のバランスをとりつつ、応能負担原則に基づき、所得の再分配機能を果たすためにも、所得課税を中心とする税体系を構築する必要がある。

(2) 公平な税負担

公平な税負担は税制を考える上で最も基本的な視点であり、憲法第 14 条に規定された「法の下での平等」による国民の基本的権利である。公平の基準として垂直的公平、水平的公平及び世代間公平を十分に考慮し、相互に補完しあうよう総合的に判断することが重要である。

そのような趣旨から、租税特別措置についてはその内容を再検討し、廃止するか恒久化するかを明確に区分すべきである。

(3) 国民にとってわかりやすい税制（一部変更）

申告納税制度の下では、納税者自らの意思により課税標準及び税額を計算し、納税義務が確定する。このことから申告納税制度は納税者が租税法規を解釈できるという前提がなければならず、租税制度が複雑難解なものではなく、国民にとってわかりやすいものでなければならない。

しかし、最近の税制は必要以上に複雑化してきている。税制が簡素でなければ、租税負担の明確性も、納税の便宜性も、徴税コストの最小化も保障されない。電子申告による自主申告を推進するうえでも、税制の簡素化をはかるべきである。

(4) 合理的な納税者の事務負担（一部変更）

申告納税制度を採用するには、納税者はある程度の事務負担を受容すべきであるが、負担が過大であ

ってはならない。常に合理性を追求し、納税者の事務負担が必要最小限になるよう、十分な配慮がなされるべきである。

(5) 時代に適合しうる税制（一部変更）

経済社会は日々変化し続けている。税制がこれらの変化に適切に対応せず、既成の制度に固執することは、新たな不公平を生じさせることにもなりかねない。税制は、常に時代に適合するよう、継続的に見直しを行い改正しなければならない。

(6) 透明な税務行政（一部変更）

公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展のためには、透明な税務行政が不可欠である。納税者の権利・利益の保護に資するためにも、納税者の視点に立った制度を構築する必要がある。

三 本意見書の構成と編集方針

本意見書は、平成 23 年度の税制改正に関する意見を、「基本的な考え方」のもとに、緊急性、重要性及び実効性を考慮し、項目毎に「重要な改正要望事項」と「その他の改正要望事項」とに分けて作成した。

要望の内容としては、

- ①数量的・金額的要望は、必要とするものを除き原則として数量・金額を除外する。
- ②普遍性のないものは、できる限り除く。
- ③他の制度で手当てすべきものはなるべく除外する。
- ④情緒的な文章や要望は除外する。

この方針に基づき検討を加え、「簡潔」「見やすさ」に配慮し編集した。

四 改正要望事項

1. 国税通則法関係及び税務行政に関する事項

【重要な改正要望事項】

<p>(1) 国税通則法の第1条（目的）の改正等（一部変更）</p> <p>国税通則法第1条（目的）に、行政手続法第1条と同様に、「もって納税者の権利利益の保護に資することを目的とする」旨の文言を追加すること。</p> <p>また、国税通則法に「納税者の権利」の章を設けて、その基本的権利を明確に定めるとともに、それらの権利が実質的に保護されるよう実定法の全般的な見直しを行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（通法1）</p>

<理由>

現在の国税通則法は、行政不服審査法、行政事件訴訟法及び行政手続法の三法を一般法とした場合の特別法に位置付けられる。このうち行政不服審査法及び行政事件訴訟法は行政救済法に属し、その目的はまさに国民の権利救済を図ることを目的としている。また、行政手続法は、第1条においてその目的を「国民の権利利益の保護に資すること」と規定している。

ところが、現在の国税通則法は、第1条の目的規定に、「納税者の権利利益の保護」という文言は存在せず、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」というように租税債務確定を中心的な目的としている。この点、現行の国税通則法は、明らかにこれら三法に比べ、国民の権利利益の保護の観点からは後進的である。特別法の規定が一般法に優先して適用されることは当然であるが、一般法と特別法の関係からすると、本来、両者の立法目的は一致すべきか、少なくとも両者の整合性が保たれている状態は、常に確保されていなければならない。

実際、納税者の権利の保護を図る視点の軽視は、納税者と税務行政庁との間に無用な争いを招き、結果として納税者の税務行政庁に対する信頼を損なうことにつながる。これは、今後の税務行政運営の円滑な履行を損ねる大きな要因になりかねない。

事実、主要な OECD 加盟国は、効率的な税務行政を実現するためには、まず、税務行政に対する国民の理解と信頼を得ることが必要であるとして、納税者権利憲章等をもって納税者の権利保護を明確に規定している。このことから、税務行政に対する国民からの理解と信頼を得ることは、税務行政の効率性を向上させる有効な方法であることは明らかである。

したがって、現在の国税通則法の目的を定めた第1条は、納税者の権利利益の保護に資するという目的に立脚するものとして抜本的に改正されなければならない。そして、それが形式的なものにとどまることのないように、国税通則法においてその基本的権利を明確にし、その保護に関する具体的な規定を整備することが必要である。

(2) 税務調査に関する適正手続規定の整備について（一部変更）

税務行政の透明性と公正性を確保し、もって納税者の権利利益の保護に資するため、国税通則法に次に掲げる税務調査に関する手続規定を整備すること。

①事前通知義務

税務調査に際しては、納税者及び税務代理権限を有する税理士に対し、文書により事前通知書を送付すること。なお、事前通知書には次の事項を記載し、調査実施日の14日前までに送達されることが必要である。

- イ. 納税者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- ロ. 調査税目及び調査対象期間
- ハ. 調査を必要とする理由
- ニ. 調査予定日及び調査場所
- ホ. 担当職員の部署及び氏名
- ヘ. 代理人を選任できる旨
- ト. 調査の日時又は場所の変更を申出ることができる旨

②特定職業人の守秘義務の尊重

医師、弁護士、税理士及び公証人など特定職業人の守秘義務を尊重すること。

③代理人の尊重

選任された代理人がいる場合には、代理人のいないところで調査を行ってはならないこと。

④調査の期間限定

調査を受ける納税者に過重な負担を強いることがないように、調査期間の制限を設けること。

⑤再調査禁止

いったん調査が終了した期間については再調査を禁止すること。

⑥反面調査禁止

納税者本人の税務調査をしても不明な点が解消できない場合に限定し、調査開始前にはできないこと。また、反面調査を行う場合は納税者の承諾を必要とすること。

⑦調査終了通知書発行義務

税務調査が終了した場合、申告是認であっても調査終了の通知を行うこと。

⑧修正申告懲罰の禁止

修正申告の懲罰を強いることを禁止すること。また、納税者が修正申告書を提出する場合には、それにより事後において更正の請求等をすることができなくなることを告知すること。

⑨更正処分理由附記義務

更正処分を行う際は、すべての納税者に対して必ず理由付記を行うこと。また、更正処分に際して重加算税を賦課決定する場合には、その通知書には賦課決定の理由付記をすること。

⑩事前聴聞制度

課税処分を行うにあたり、納税者に処分内容をあらかじめ説明し、意見を述べる機会を与えること。

⑪不服申立て教示義務

課税処分を行うに際して、不服申立ての権利及びその手続方法について教示しなければならないこと。

<理由>

税務調査は、課税要件の充足をめぐり、租税行政庁と納税者が直接に対峙する場面である。そこでは当然に納税者の権利が侵害される可能性が大きい。違法な税務調査を原因とする課税処分は、国家による国民の財産権の侵害であるだけに留まらず、強大な国家権力を背景にして執行される税務調査が、仮に納税者の権利を軽視したところで行われたとすれば、それはもはや財産権侵害の範囲を超え、人身の自由に対する人権侵害となる危険性が高いものとなる。このような意味において、税務調査に関する手続は、行政手続のなかでも極めて重要な位置を占めるものとして十分にその整備が図られなければならない。この点、諸外国では、国税に関する基本法や納税者権利憲章等の中で納税者の権利の保障を明確にしている例がみられるところである。

ところがわが国の税務行政手続の現状は、税務調査に関する手続規定が欠如しているために、税務調査における納税者の権利が保障されておらず、また、国税通則法 74 条の 2 において行政手続法の適用が除外されていることから、納税者に対しての課税処分前の理由の提示や聴聞手続等の保障制度が存在しないものとなっている。これらのことは、課税実務の現場において課税庁の裁量権を広く認めることに繋がっており、結果として納税者の権利の保護を不十分なものになっている。実際、税務調査の手続規定が欠如しているために、質問検査権の行使に対する事前通知、調査の理由の開示、調査の日時・場所等に関するトラブルが生じ、また、課税処分前に聴聞や弁明の機会が保障されていないために、納税者は事後救済手続を選択するか、泣き寝入りするという事態がみられている。

これらのことから、国税通則法において、さらには、納税者権利保障法等を新たに制定することなどにより、税務調査に関する手続規定の体系的な整備を行い、そのことにより税務調査手続の透明性と公正性を確保し、もって納税者の権利利益の保護に資するものとしなければならない。そして、これら税務行政のあり方の抜本的な変革を通して、国民からの税務行政に対する理解と信頼を向上させ、効率的な行政運営の実現を図っていかななければならない。

(3) 過大税額の減額修正申告について（一部変更）

納税者の計算誤り等に基づく過大申告又は納税者の計算によらない一定の後発的な理由に基づいて過大となった税額に対しては、納税者が一定期間その過大となった税額を減額するための申告書を提出することができるよう新たな税額の是正制度を設けるべきである。

なお、新たな制度が導入されるまでの間は、現行の更正の請求制度における税額の是正期間は、課税庁側が行う税額の増額手続等に関する規定とバランスがとれた期間に延長すべきである。

(通法 23、同 70)

<理由>

今までの更正の請求についての議論は、形式要件である制限期間を中心に論じられているが、申告納税制度のあるべき姿を考えると、むしろ重要なのは法令違反等の実質要件の是非であり、さらには、

更正の請求の排他性をもたらす問題点をより深く論ずべきである。

確かに、更正の請求の制限期間が延長されて、税務署長の減額更正の期間と同じになれば、これまでの嘆願書を巡る問題などはある程度解決される。しかしながら、この問題に対する本来的な解決という意味では、単なる期間延長だけでは不十分である。更正の請求はあくまで税務署長の減額更正処分を求めるお願いに過ぎず、納税者が自らの手で誤りを正す手続ではない。納税者が自分の税額等を計算して申告するという申告納税制度の理念からすれば、過大申告であろうが過少申告であろうが、誤った申告をしてしまった納税者は、自らの手でその誤りを是正する手続があつて然るべきである。このような考え方は、納税者に適正な納税義務の履行を求めることの裏返しとして当然に導かれて然るべきではないだろうか。

こうした考え方を基底としつつ、申告納税制度の理念、さらには、納税者の権利利益の保護の観点からは、計算の誤り等に起因した過大申告にかかる納税者からの税額の是正手続は、現在の更正の請求制度のような税務署長の職権による減額更正を求める手段としてではなく、納税者からの自主的な税額の是正手続と位置づける制度として、減額修正申告の制度を導入することを検討すべきである。

もちろん、当該申告書には税額の変更の効果を認めることから、計算誤り等の事実又は一定の後発的な理由に起因する是正であることを証する書類の提出を義務付けることが必要であり、また、当該申告書を提出することができる期間についても、課税庁側が行う税額の確定手続等に関する規定とバランスがとれた期間に制限することが適当である。

(4) 税務通達等の情報公開及び重要な通達の法律化について（一部変更）

- ①租税法解釈における納税者の法的安定性及び予測可能性を確保するために、税務取扱通達や事務連絡の立案、創設、その手続及び運営等にいたるまで、納税者の理解に資するよう情報の公開をすること。
- ②租税法主義に則り、課税要件及び課税標準の計算等の基本的事項について定めている重要な通達は、法律で規定すること。

<理由>

- ①情報公開法が平成13年4月より施行されたが、税制の一部については未だ対象外とされている。租税法主義は憲法が要請するところの税法の基本原則であり、また、課税の公平は税法を支える根本原理である。しかし、現実の税務行政においては、税務取扱通達等が法律と同様に、事実上納税者を拘束するものとなっている。また、税務執行上、これらの通達等が一部開示されていないと考えられるものもあり、実務において具体的税務解釈について、納税者が不利益を受けることがあつて、法的安定性や課税の公平の原則に反する事態も生じている。従つて、通達等の立案、創設、運用等に至るまで、課税の公平と税務行政に対する信頼を確保するため、情報の公開がされなければならない。
- ②通達行政と言われるように、例えば、財産評価の算定についての重要な事項が通達に依存しているため、相続税（贈与税）の課税標準に直接影響を及ぼし、かつ、課税庁の判断により課税標準が左右される恐れがあり、納税者の法的安定性が損なわれる懸念がある。したがつて、財産評価の基本的事項は法律本文で明確にするとともに、公正な財産評価が行われるよう評価額の法的手

続きを整備する必要がある。特に、広大地の評価に関しては実務に混乱をきたしており、早急な対応が必要である。また、負担付贈与等の時価評価通達、不動産賃貸における事業的規定の判定及び組合事業に係る損益の計算等、重要な通達は、租税法律主義に則り、基本的事項について、法律で規定する必要がある。

(5) 法令等の解釈における事前の意見聴取等について

法令、通達の判断、解釈等につき税理士との事前の意見聴取、協議、資料提供等についての制度を確立すること。

<理由>

申告納税制度を発展させ、かつ、税務行政の円滑な運営を図るためには、税務の専門家として納税者を代理する税理士の協力を得ることは極めて重要である。

現在、国税庁は、納税者の予測可能性の一層の向上に役立てるための納税者サービスの一環として、特定の納税者の個別事情に係る事前照会について文書による回答を行っている。この制度は、納税者が自ら行おうとする取引に対し、その課税についての租税法の解釈・適用を事前に権限ある租税行政庁に照会することができるとするものであり、申告納税制度の下、納税者の法的安定性・予測可能性を確保し、また、不要な係争の未然化防止を行うという観点からも大変有用な制度である。

一方で、現在の事前照会制度は、取引等の事実関係等に仮定や選択の余地のある部分がある照会など一定事項が文書回答手続の対象から外されている。しかし、納税者が経済的選択をするうえで税は重要な要因であるから、複数の選択がある場合の事前照会事項を排除すべきではなく、事前照会の対象の制限を極力限定すべきである。

また、現在の制度は、事務運営指針という通達を根拠とした制度に過ぎないことから、その法的な拘束力は十分でない。納税者の権利利益の保障といった観点からは、速やかに法律を根拠とした制度に改めるべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 延滞税の割合の特例の見直しについて

納期限の翌日から2ヶ月を経過した日以後の延滞税の割合（年14.6%）について、2ヶ月を経過する日までの特例と同様に、公定歩合に連動させるなどして延滞税の割合を引き下げること。

（通法60、同61、措法94）

<理由>

納期限の翌日から2ヶ月を経過する日までの延滞税の割合については、平成12年1月1日より特例が適用されている一方で、2ヶ月を超える期間については当該特例が適用されていない。長期滞納者に対する罰則的な意味もあると思うが、現在の金利状況に比べるとかなり高利であり、現状に即した割合に直すべきである。

(2) 死亡により振替納税が不可能になった場合の延滞税の免除について

口座振替納付を利用している納税者について、死亡により預金が凍結され口座振替が出来なくなった場合の延滞税を免除すること。

<理由>

個人の確定申告は3月15日が納期限であるが、振替納税を選択すると通常1ヶ月程度納期限が延長される。しかしながら3月15日から振替納税されるまでの間に納税者が死亡すると、銀行口座が閉鎖されるため引き落としが不可能になる。

この場合、現行法のままだと納付書の納付に切り替わるため、3月15日から振替納付日前の納付書による納付に延滞税がかかることとなる。死亡という予期せぬ出来事により振替納税を選択していた者が不利益を受ける事態は回避されるべきである。

なお、これは個人の消費税の納付について振替納税を選択しているときも同様の事態が起こり得る。そこで、納税者の死亡により、振替納税が出来なくなった場合は、延滞税は免除する規定を設けるべきである。今後、振替納税を推進するためにも必要な措置であると考える。

(3) 国税における不服申立て前置の廃止等について（一部変更）

簡易・迅速な手続により納税者の権利救済を図るという不服申立ての目的に鑑みて、異議申立てをするか、審査請求をするかについては、納税者がこれを選択できるようにすること。

また、不服申立ての内容が、法令自体の適否や憲法違反の判断を求めるものである場合には、不服申立てをするか、訴訟を提起するかについても、納税者がこれを選択できるようにすること。

あわせて、不服申立ての期間制限は2倍程度に緩和し、正当な理由がある場合の救済規定を設けること。

<理由>

不服申立ての前置に関して、行政事件訴訟法は、不服申立てか訴訟を提起するかについて選択主義を採っており、また、行政不服審査法では、不服申立ては原則として審査請求によるべきとされている。不服審査の領域においては、国税通則法は行政不服審査法の特別法という関係にあり、行政不服審査法の第1条にある「国民の権利利益の救済」という趣旨から考え合わせれば、国税通則法に規定される不服申立て制度は、明らかに納税者の権利利益の保護を図ることを目的とした制度設計でなければならない。ところが、国税通則法115条は、租税行政処分の取消しを求める訴訟は原則として不服申立てを経たあとでなければ提起することができない旨を定めており、特に、税務署長等に対する取消訴訟については、青色申告を除き、原則として異議申立と審査請求の二段階の手続を前置することを要求して、不服申立前置主義を採用している。

この点、異議申立てに関しては、課税処分の理由を知るために異議申立てを利用する例が多く見受けられ、これらの問題を是正するためにも、国税通則法74条の2（行政手続法の適用除外）を見直し、すべての課税処分に理由附記を義務付けることが必要である。あわせて、簡易・迅速な手続により納税者の権利救済を図るという不服申立ての目的に鑑みれば、異議申立てをするか否かは、納税者の選択に任せるべきである。また、国税不服審判所は、法令自体の適否や憲法違反を判断する権限を有していない。それゆえ、すべての場合にその前置を強制すべきではない。さらに、審査請求期間に

関しては、審査請求期間2月（異議決定後は1月）は、不変期間であり、審査請求が遅れたことについて正当な理由があっても救済の方法はないことになる。この不都合を是正するために、審査請求期間を6月に延長して、正当な理由がある場合の救済規定を設けるべきである。

(4) 更正の請求ができる理由の拡大について

更正の請求ができる理由に、租税特別措置法の特例不適用の場合を加えること。

<理由>

更正の請求は、国税に関する規定に従っていなかった場合及びその計算に誤りがあった場合のみに認められている納税者の権利救済手続きである。しかしながら租税特別措置法は、種々の政策に基づいて税負担の緩和のために創設されたものであり、その数も非常に多い。納税者にとってすべての租税特別措置の存在と内容の習知の要求をすることは現実的ではない。さらに期限後申告においても措置法適用が可能であるのに対し、期限内申告で措置法を適用しなかった場合には更正の請求ができないなどの矛盾もある。租税特別措置法の趣旨を実現する観点から、同法の不適用による過大申告については、国税通則法第23条第1項に規定する更正の請求ができる理由に加えるべきである。

(5) 行政立法手続きに関する規定の創設について（一部変更）

租税に関する法令及びその解釈に関する通達の制定改廃にあたっては、これらの法令等の策定過程における議論の公正性と透明性を確保することが必要であるため、国税通則法に行政立法に関する手続規定を創設すべきである。

<理由>

租税法規は、納税者の権利利益に重大な影響を及ぼすものであることから、その制定改廃にあたっては、法的安定性を図り、また将来の予測可能性を保障することが必要とされる。また、通達は法源性を有しないとされるものの、法令の解釈及びその適用に関する大多数の問題は通達に即して解決されることから、現実には通達も法源と同様の機能を果たしているといわれている。それゆえ、租税に関する法令及び通達の制定改廃にあたっては、これらを策定する内閣又は税務行政機関は、その策定過程において納税者等の多様な意見及び情報を把握し、透明性をもって公正にその意思決定を行うことが必要である。

これらを制度的に担保するためには、是非とも行政立法手続が整備されなければならない。特に、法令又は通達の改正を策定する意思決定過程の議論を公開し、事前にその改正案等を明らかにするとともに、十分な周知期間を設けることなどは不可欠な事項である。また、これらの手続の実践は、納税者とその改正等の趣旨を十分に理解することを通じて、納税者の租税法解釈権の保障に資することが期待される。

(6) 国税不服審判所の裁決事例の公表について

国税不服審判所におけるすべての裁決事例の本文はインターネットを通じて公表すること。

<理由>

平成12年11月、当時の総務庁行政監察局は、税務行政監察結果報告書において、「実際に公表されている審査請求における裁決は、平成7年度から10年度の間でみると、全審査請求の3.9パーセントから5.8パーセントとなっている」とはじめてその実態を公にして、「審査請求における裁決の内容については、可能な限り公表案件を拡充していく必要がある」と指摘した。また、総務庁は、「審査請求のあった案件で納税者の主張の全部又は一部が認められたものについては、その内容を税務署等に周知することは税務行政の運営上有益となることから、審査請求のあった案件の内容が国税局から税務署に周知されているものが、半分程度みられた」と報告している。

ところが、租税行政庁の最終判断である国税不服審判所の裁決については、数%の公表しかされていないのが現状である。当然のことながら、税務訴訟の司法判断である裁判事例については、その全部が公表されている。

国税不服審判所は、行政部内における最終的な納税者の権利救済機関であるとともに、準司法的性格を有するものである。さらに、納税者の主張が認められた事例は、納税者の権利救済に有用なものである。それゆえ、租税法解釈権を保障することに資するものとして、納税者にこそ、それらが公開されてしかるべきものである。偏った情報の公開では、国税不服審判所の基本理念である公正さは保障されない。

(7) 国税不服審判所の機構改革について

国税不服審判所を国税庁から独立させ、地方税の審査事案も併せて審理できることとし、名称税務審判所と改めること。

<理由>

行政不服審査法の特別法として位置づけられる国税通則法に規定されている不服審査制度は、国民の権利救済を図るという目的に合致したものでなければならない。

ところが、現在の国税不服審判所は、行政組織上は国税庁の下に位置し、また、国税不服審判所の長は国税庁長官が任命するものとなっている（国税通則法第78条2項）。さらに、国税庁長官の通達の解釈と異なる裁決をする場合には、国税庁長官の指示に従うものとなっている（同法第99条）。

しかしながら、納税者の権利救済機関である国税不服審判所は、当然に、国税庁から独立した機関でなければならない。その裁決も国税庁長官に拘束されることなく独自の判断ができなければならない。特に、国税不服審判所の独立性を確保するためには、国税審判官が短期間の任期で再び執行機関に戻るような人事ローテーションは見直されなければならない。また、その裁決に際し、租税に関して高い専門性を有する税理士に意見聴取を義務づける規定を設けることは、国税不服審判所の公正な判断を確保して納税者の権利利益を保護する観点からは極めて有用であろう。

一方、現在の国税不服審判所は、国税についての審理機関であるため地方税についての審理ができない。現在の地方税における異議申立ては、現処分庁である地方自治体に対して行われるため、上級審査庁である国税不服審判所以上に公正性が保たれていない。これを解決するためには、国税不服審判所の機構を大きく改革し、地方税の不服事案も併せて審査できる「税務審判所」として行政から独

立した機関として再構築すべきである。

(8) 国税審判官の民間人任用について

税理士等の民間人を非常勤審判官として国税審判官への登用を図ること。

<理由>

国税不服審判所の裁決は、不服審査における納税者の権利救済機関として、当然に、公正性及び透明性が確保されなければならない。そのためには、国税通則法施行令 31 条 1 号に定められた国税審判官の任命資格を有する者の登用を増やすことが必要である。

その際、国税不服審判所の募集要綱には、国税審判官は、常勤の国家公務員で、兼業禁止、雇用期間 3 年の条件が付されている。しかし、このような条件は、税理士が国税審判官となるのに大きな障害となる。税理士法は非常勤で公職に就くことを禁じていないのであるから、多くの税理士が支障なく公職に就くことができるように、税理士等の民間人を非常勤の国税審判官として登用する制度を創設すべきである。

(9) 国税審判官の資格について

国税審判官の資格に対する忌避及び排除に関する規定を設けること。

<理由>

国税審判官の資格については、審査制度への信頼と手続の公平を図るため、過去の職務に基づき、事案に関与した者について忌避及び排除に関する規定を設けるべきである。

(10) 税務オンブズマンの設置について

課税庁から独立性と中立性を保持した第三者機関である税務苦情処理機関（税務オンブズマン）を設置すること。

<理由>

オンブズマン制度は、違法ないし不正な行政活動（行政過誤）に対する国民の苦情申立ての行政救済機関として、行政審判や裁判等の正式な救済手続以外の手続により、その主宰するオンブズマン（苦情処理裁定者）が中立の立場で、簡易・迅速にしかも低廉の費用で国民の権利利益を護るとともに、行政を監視し、行政の改善の提言を行う機能を有するものである。その制度的特徴は、市民の苦情申立てに対して容易・迅速・安価（殆ど無料サービス）にある。1809 年、スウェーデンにおいて世界で最初に創設されたこの制度は、その後、EU加盟国および北米地域に限らず、東欧や中南米アジア地域に広がり、現在、約 90 ヶ国以上に採用されている。このように、苦情処理制度の必要性などからオンブズマン制度が各国に導入されている。

わが国においては、税務に関する苦情処理を行う部署として国税局の税務相談室等があるが、これは苦情処理について内部的に処理するものであり、必ずしも、処理手続の公正性と透明性が図られているとはいえない。

したがって、課税庁から独立した第三者機関として、租税法領域を専門とする税務オンブズマン制

度を導入することにより、納税者の権利利益の保護を図るべきである。

(11) 納税者番号制度について

共通番号制度としての納税者番号制度は、導入すべきではなく、また、税務限定番号制度としての本来の納税者番号制度の導入については、導入の基盤となるべき諸制度が確立されていない現状では、その導入は時期尚早である。

<理由>

政府税調納税者番号等検討小委員会で報告された納税者番号制度が、すべての行政庁間で使用される共通番号制度に組み入れられたものであることを考えた場合、既に導入されているアメリカ等でのプライバシー権の侵害に関する問題が生じていることから、共通番号制度は導入すべきではない。

税務行政手続の諸制度、プライバシー保護制度、行政庁、民間相互の利用制限などデータ照合の規制、情報公開制度及び情報に関するオンブズマン制度等の周辺の法整備がなされていない現段階では、その導入は時期尚早である。

(12) 電子申告制度等とプライバシー保護及び情報公開について

電子申告制度等の普及に伴い、税務情報に関する情報公開及び個人情報保護法制を見直すこと。

<理由>

電子申告制度やKSKシステムの普及につれて、従来以上に個人情報の流出等による納税者のプライバシーが侵害される恐れが増大している。

平成15年に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」が制定されたことにより、税務当局が保有する個人情報も同法による一定の情報の保護及びプライバシーの侵害に対する防止措置の適用を受けることとなった。

しかしながら、行政機関個人情報保護法によっても税務に関する個人情報の保護は十分ではない。例えば、行政機関個人情報保護法8条においては、個人情報の目的外利用と提供を原則禁止としながら、同条2項において、相当な理由がある場合には、「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」ものとされている。また、個人情報の開示請求があった場合には、同法14条において、行政機関の長はその保有する情報を開示する義務を負うが、「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの」が開示情報とされているなど、本人の情報アクセスに一定の限界がある。さらに、個人税務情報の民間流出や目的外利用はもちろんのこと、電子情報の盗用などにも十分対処できる技術的な整備を確実に行うことが必要である。

このようなことから、税務情報に関する個人情報保護法制の見直しを行い、納税者が自己情報等の開示を簡単に実行できるよう情報公開制度を整備すべきである。

(13) 地方税における電子申告・電子納税の普及

eLTAXを利用できる地方自治体を増加させるとともに、電子納税の推進により納税者の利便性を高めること。

<理由>

電子申告は、国税はもとより、多数の自治体に申告を要する地方税において、その効果がより発揮されるものである。納税者の利便及び行政コストの削減のため、地方税における電子申告普及を推進すべきである。

そのために、eLTAXを利用できる地方自治体を増やす方策を早急に実施すべきである。

また、電子納税が利用できないと電子申告利用の効果が著しく損なわれるため、電子納税の普及についても推進すべきである。

(14) 税務署に提出した書類の閲覧等について

税務署に提出した申告書等の閲覧については、提出した納税者又はその委任を受けた税理士は、提出書類の閲覧だけでなく、謄写（コピー）等ができるようにすること。

また、閲覧等の申請手続を簡略化すること。

<理由>

税務署に提出した申告書等について、提出した納税者とその控えを紛失等により用意できない場合には、その翌年の申告手続が非常に困難となる。従って適正な申告を行うためにも提出した申告書等については、閲覧だけではなく謄写（コピー）等ができる措置を講ずる必要がある。

また、閲覧申請手続は必要以上に厳格になっているので、納税者本人が確定できる場合、あるいは閲覧等の委任関係が明確であり、かつ、委任を受けた者が税理士であることが確定できる場合には、その閲覧申請手続を簡略化すべきである。

(15) 法定外の文書について

いわゆる法定外の資料照会等の文書の発行を制限するとともに、「法定外文書」である旨の明示をすること。

<理由>

法定外の資料収集や照会が濫発されることは、納税者に税務行政に対する不信感を抱かせ、行政の運営面でも好結果をもたらすとは考えられない。

法定外文書は、税務行政の執行上、最低限必要とされるもので、かつ、理由を付した内容をもったもので、更に、納税者に理解され得るものだけに制限するとともに、法定外文書である旨を明示すべきである。

(16) 臨税制度の廃止について

臨税制度については、すみやかにこれを廃止すること。

<理由>

税理士法第 50 条には、税務書類の作成等（臨税制度）について規定されているが、制度導入時とは異なり、現在の税理士の数は増加していることから、その制度的必要性は乏しくなっているので、すみやかにこれを廃止すべきである。

当面の対応策としては、関係機関と税理士会との間で事前協議・通知制度などを設け縮小の方向で運営すべきである。

(17) 納税者支援調整官制度の見直しについて

納税者支援調整官に対して、苦情処理の独立性と権限を付与すること。

<理由>

平成 13 年から納税者支援調整官制度が導入されている。納税者支援調整官は、申告納税制度が円滑に機能するよう適正かつ公平な課税の実現に努め、納税者の理解と信頼を得るという税務行政運営の基本的な考えを踏まえて、納税者から寄せられた苦情及び困りごとについて納税者の立場に立って迅速にかつ適格に対応し、もって税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保することが任務とされている。

しかし、税務調査に関する苦情等については、納税者支援調整官に調整権限がないなど制度上不十分な部分もある。納税者の税務行政に対する苦情を適格に処理するためには、納税者支援調整官に納税者の苦情を処理するための独立性と解決権限を与えることが必要である。そのうえで納税者支援調整官をすべての税務署に配置し、納税者に対して広く制度の存在を知らせる施策を行うことが望まれる。

2. 国税共通関係（関連租税特別措置法関係を含む、以下同じ）

【重要な改正要望事項】

(1) 同族会社の行為計算否認規定の見直しについて(所得税・法人税・相続税・地価税)（一部変更） 同族会社の行為計算否認規定の適用要件を明確化すべきである。 <p style="text-align: right;">(所法157、法法132、相法64、地価税32)</p>

<理由>

同族会社が一方の当事者となっている取引において、同族会社の行為計算否認の規定が比較的安易に適用される状態は、納税者の予測可能性と法的安定性を脅かすことに繋がる可能性が大きい。租税法律主義の要請からすれば、当該規定に係る適用要件は、具体的、かつ、明確に規定されなければならない。一般的あるいは抽象的に表現される当該規定は、その性質上、租税法律主義の対極にあるものとして安易に適用されるべきではない。

したがって、当該規定の適用を行うにあたっては、少なくとも下記の要件が具備しなければならないことを明確にすることが必要である。

- ①その適用順序は、個別規定を優先すべきである。
- ②条文の構成上、否認されるのは同族会社の行為計算であることは明らかであり、「株主等」の行為計算ではないことを明確にすべきである。
- ③「不当に減少」とは、何を指すのかを明らかにすべきである。すなわち、現状ではそれが行為の合理性のみならず、金額が異常に大きい場合も含まれている傾向にある。しかし、「不当」とは、計算行為の「異常性」をいうべきであって、課税を免れた金額自体は問題にならないと考えるべきである。

なお、「対応的調整」に関する規定の存在が、当該規定の安易な適用を促す危険性がないとはいえない。したがって、この規定の存在が、行為計算否認の規定を肯定するものではないことを明確化すべきである。

(2) 欠損金等の繰越期間の撤廃等について(法人税・所得税) 青色申告法人の欠損金の繰越期限の撤廃及び青色申告者の事業所得を源泉とする純損失の繰越の期間制限を延長すること。 <p style="text-align: right;">(法法57、所法70)</p>
--

<理由>

企業における事業年度はゴーイングコンサーンの下で人為的に区切られたものに過ぎず、損失・利益は本来一体のものであるため、損失の繰越について期間制限を設けるべきではない。特に競争力の弱い中小企業などは現行の7年の繰越期間においても欠損金を吸収できないケースが多く見受けられ、担税力のない課税が行われることにより企業の継続を危ういものとするとも考えられる。企業の体質を強化するとともに育成する意味からも、欠損金の期間制限は撤廃すべきである。なお、帳簿書類等の保存期間については、欠損金の繰越期間が無制限である諸外国（イギリス・ドイツ・フランス）の例に鑑み10年以下とすべきである。

個人事業者については、事業継続の観点からはゴーイングコンサーンがその性質上馴染まないとも言

えるが、現行の繰越期間3年では余りにも短い。従って青色申告者のうち事業所得を源泉とする純損失については、その繰越期間を現行法人税の規定と同様の7年程度とすべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 少額減価償却資産等の損金算入限度額の引き上げ等について（法人税・所得税）（一部変更）

少額減価償却資産等の損金算入限度額の引き上げ等を図ること。

（法令133、同133の2、同134、所令138、同139①、同139の2）

<理由>

少額の減価償却資産の取扱いについては、その取得価額の金額が10万円未満、10万円以上20万円未満、20万円以上30万円未満の区分により3通りの損金（必要経費）算入の方法があり、税法をいたずらに複雑化し、納税者の事務負担を強いている。それを解消し、簡素化を図るため、一括償却資産制度を廃止して少額減価償却資産の損金（必要経費）算入限度額を30万円以下とすべきである。これに併せて少額繰延資産の損金（必要経費）算入限度額も30万円以下とすべきである。

また、現行の定率法による減価償却費の計算方法は、納税者自らが減価償却額を計算するには相当複雑であり、困難な制度となっている。したがって申告納税制度の趣旨をふまえ、納税者自らが所得金額を計算することができるよう、定率法による減価償却方法も簡素化すべきである。

なお、これらの改正は租税法律主義の観点から本法の改正として行うべきである。

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の廃止について（法人税・所得税）

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を廃止すること。

（措法26、同67）

<理由>

社会保険診療報酬の所得計算は、記帳に基づいて収支計算をすべきであり、現行法のように経費の計算を省略する制度は、他の所得の計算においては採用されておらず、課税の公平の見地から、この特例措置は廃止すべきである。

(3) 自動車リサイクル預託金について（所得税・法人税）

自動車リサイクル預託金については、支払時の必要経費、損金として処理する。

<理由>

自動車リサイクル預託金については、自動車が廃車されるまでは、預け金等として処理し、支払時には、必要経費、損金とならない。

当該金額は少額であり、期間損益に与える影響も少なく、また事務処理の煩雑をなくすためにも、支払時の必要経費、損金として処理することができるようにすべきである。

3. 所得税関係

【重要な改正要望事項】

(1) **土地建物等の譲渡損益と他の所得・損失との損益通算制度の復活について**
土地建物等の譲渡損益と他の所得・損失との損益通算制度を復活すること。
(所法 33、同 69、措法 31)

<理由>

土地建物等の譲渡損益と他の所得・損失との損益通算制度は、適正な税負担能力を測定し、担税力に即した課税を行う上で欠かせない制度である。しかし、平成 16 年の税制改正で廃止された。この改正は納税者に不利益を与える遡及立法であった。また、損益通算制度の廃止は担税力を逸した部分について課税を行うもので、所得税制の基本でもある応能負担原則に著しく反することになる。さらに、土地取引の活性化や不動産の流動化を阻害するとも予想される。他方、法人組織の場合と個人事業の場合とを比較した場合には、著しく課税上の不公平を生じさせるものである。

そのため、景気の回復の見地からも損益通算制度を復活すべきと考える。

(2) **土地建物等の長期譲渡所得の特別控除の復活について**
土地建物等の長期譲渡所得の特別控除（1,000,000 円）を復活すること。
(旧措法 31④)

<理由>

土地建物等の長期譲渡所得の特別控除制度については、平成 16 年の税制改正で廃止されたが、廃止の理由が明確でない。所有期間 5 年超の長期所有不動産譲渡による利益はその期間中徐々に発生したものであるにも拘らず、わずかな利益でも一時に生じたものとして譲渡者に納税義務が生じることになる。たとえ、分離課税による所得税の税率を 20% から 15% に軽減することによって税負担の調整を図ったとしても、それは課税所得に対する税率の問題であって、特別控除の廃止による租税負担の増加の問題とは異なる制度から生じる問題であるから、両者を同一視した問題とすることには疑問がある。

(3) **給与所得者に対する課税所得計算のあり方について（一部変更）**

- ① 給与所得控除額を見直して、勤労所得者間における課税の公平を図ること。
- ② 給与所得者の特定支出として実額控除できる範囲を拡充すること。
- ③ 年末調整制度は給与所得者本人の選択制とすること。
- ④ 源泉徴収票の記載事項に給与所得控除額を概算必要経費の項目名で表示すること。

(所法 28②、同 57 の 2、183～198、所規 93)

<理由>

給与所得控除については、平成 22 年度税制改正大綱第 3 章各主要課題の改革の方向性において、次の事項が盛り込まれている。

① 所得控除に上限を設けるなどの見直を行う。

②特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることにより、給与所得者の確定申告の機会拡大につなげる。

本意見と大筋において方向性を同じくするものであるが、改正の実現に向けて下記のとおり理由を明確にして引き続き提案する。

- イ. 昭和 40 年代に急騰した給与所得控除額は、給与所得者が必要経費として実際に支出していると言われる金額を、現在では大きく上回っていると思われる。また比例控除率による当該控除額は上限がなく、給与所得者間においてさえも租税負担の不公平を生み出す結果となっている。故に、実際の支出額と乖離した現在の給与所得控除額は見直し、控除額に上限を設定すべきである。
- ロ. 給与所得者の必要経費については特定支出控除の別段規定が設けられているが、特定支出の範囲や条件が限定され、特定支出控除を適用する納税者は全国で毎年 10 人未満と言われている。そのため制度としての実効性は疑問であると言わざるを得ない。個々の勤労所得者の担税力に応じた適正公平な課税の実現を図るため、給与所得者の特定支出の範囲について拡充を図る必要がある。
- ハ. 年末調整制度は、わが国の高度経済成長を支えた給与所得者の申告手続の省略、及び税務行政庁にとって徴税費用の合理化の面から、その機能を果たしてきた。反面、事業者にとっては、何らの給付を受けることもなく負担を強いられ、さらに、給与所得者の納税意識の希薄さの要因であるとも考えられる。現在では、自らのプライバシーを給与の支払者に開示することに抵抗感を持つ者が少なくない。一方、電子申告の普及により、個人が確定申告をしやすい環境が整いつつある。そのような状況下において、現行の年末調整制度により給与所得者の納税を完結させることは、時代に逆行すると言えよう。給与所得者も確定申告を原則とし、年末調整は給与所得者自らの意思により、選択制にすべきである。
- ニ. 源泉徴収票には給与所得控除額を概算必要経費の項目名で表示し、給与所得にかかる税額計算過程をわかりやすく表示することによって給与所得控除額の存在を広く一般に周知させるべきと考える。

(4) 所得控除の見直しについて（一部変更）

各種所得控除を整理・合理化すること。

①人的所得控除

- イ. 基礎控除額を相当額引き上げること。
- ロ. 扶養控除および配偶者控除の所得制限を相当額引き上げること。
- ハ. 配偶者特別控除は廃止すること。
- ニ. 特定扶養控除のうち 19 歳から 23 歳未満に係る上乗せ部分（25 万円）の適用にあたっては、12 月 31 日現在就学（大学、専門学校、予備校等）を条件とし、年齢判定を翌年 4 月 1 日生まれまでとすること。
- ホ. 障害者控除額について、一般障害者と特別障害者の区分を廃止すること。
- ヘ. 扶養控除について、老人及び同居の場合の上乗せ控除を廃止すること。
- ト. 所得制限を設けた上で老年者控除を復活すること。
- チ. 寡婦・寡夫控除は廃止し、所得制限を設けた上で配偶者がいない者で扶養親族がある者に対する所得控除を導入すること。

②物的所得控除

医療費控除は適用対象者を拡充した上で所得制限を設けること

<理由>

所得控除は、各個人毎の事情に鑑みる必要があることから、一律の規定により簡素化することは相応しくない。公平を第一義にすれば、ある程度簡素化を犠牲にすることはやむを得ない。不必要に複雑化の原因となっている控除は思いきって廃止する。他方存続させる控除は、原則として所得を基準とした消失型控除の方法を導入する。このような担税力を考慮した公平な制度の構築を図ることが重要と考える。

①人的所得控除

- イ. 所得控除は、15 種類に及ぶ複雑なものとなっているため、簡素化すべきであると指摘されている。しかしながら所得控除のうち基礎的人的控除と呼ばれるもの（基礎控除、扶養控除、配偶者控除）は、「本人及びその家族の最低限の生活を保障するもの」で、担税力を全くもたないものである。また、憲法 25 条の生存権の保障を税法上表現したものである。従って基礎的人的控除のうち、特に基礎控除を、最低生活を保障する意味から相当額引き上げる必要がある。
- ロ. 上記①と同じ観点から、扶養控除および配偶者控除の所得制限を相当額引き上げる必要がある。
- ハ. 配偶者特別控除は、①の基礎控除の相当額の増額を要件として、所得控除の簡素化の観点から廃止すべきである。
- ニ. 特定扶養控除については、扶養親族に該当する者の単なる年齢を適用要件としているが、制度の趣旨を踏まえて就学等をその要件に加えることが望ましい。また、扶養親族に該当する者の適用年齢判定を 12 月 31 日現況としているが、いわゆる早生まれの子供を持つ親とそうでない親との間に、適用できる回数が異なるという不公平が生じているため、翌年 4 月 1 日生まれまでとすべきである。
- ホ. 障害者控除については、特別障害者に対しての福祉政策の向上から、一般障害者と特別障害者を

区分する必要性はないと思われることから、この区分を廃止すべきと考える。

- へ. 老人扶養親族及びその同居に対する上乘せ控除は、単に年齢や同居を基準としているだけであり、公平性の見地からは控除額を上乘せする根拠を見いだすことは困難であるので廃止すべきものである。
- ト. 高齢者に対する課税については、高齢者世代間の所得格差に鑑みて、所得制限を設けた上で消失型高齢者控除の導入を図り、低所得高齢層に対する課税の公平を図るべきである。
- チ. 適用要件、控除額に男女差がある寡婦・寡夫控除は一旦廃止し、それに代わるものとして「配偶者を有しない者で扶養親族を有する者についての控除」を新設すべきである。従前の寡夫・寡夫控除は適用要件、控除額に男女差があり、また原則として配偶者との死別又は離婚を原因とする場合に限定されていたため、未婚であっても扶養親族（親若しくは子その他）を有する者との課税上の公平性が保たれていなかった。この控除を新設することにより、これらの問題を解決できることとなる。

②物的所得控除

医療費控除は、親族及び里子、里親に係る医療費をその対象とし、高額所得者有利を排除するために、所得制限を設け消失型の所得控除とすべきである。

(5) 人的控除の適用除外規定から青色事業専従者と白色事業専従者控除額を外すことについて

事業から労務の対価を受けていても、配偶者控除、扶養控除の要件に該当する場合には、それぞれの控除を受けられるようにすること。 (所法2 三十三・三十四、所法83の2)

<理由>

事業専従者の労働の実態や給与支払形態等は、一般給与所得者と何ら異なるところはない。従って、一定の要件の下で合理的に支払われた事業専従者の給与についても人的控除の要件に合えば、それぞれ控除を受けられるようにすべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 外貨建投資為替差損益の取り扱いについて

外貨建資産に対する投資に係る為替差損益の課税方法について明確にすること。

<理由>

外貨建資産に対する投資割合が増えてきている昨今の状況から、為替差損益の発生も無視できない存在となってきている。そこで、為替差損益の取扱いを明確にすべきと考える。

(2) 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止について

不動産所得に係る損益通算の特例を廃止すること。 (措法41の4、措令26の6)

<理由>

平成4年分から、不動産所得の金額の計算上生じた損失がある場合、必要経費に算入された土地等の取得に係る負債利子に関しては、節税規制の観点から損益通算が認められないことになった。

しかし、利息の負担により資金が流失し、課税対象所得が減少しているのであるから、担税力の無いところに課税をする結果となる。また総合課税の原則に照らしても損益通算を規制する理由はない。

節税規制のためのこのような措置は、租税法規を複雑にし、国民には分かりづらい。ゆえに不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すべきである。

(3) 源泉所得税の納期限、納期特例適用者の範囲及び納期特例の適用開始期間について

- ①源泉所得税の納期限を翌月末日とすること。
- ②納期特例適用者の要件を、次のいずれかに該当する者にする。
 - イ. 給与等の支給を受ける者の人数が常時 20 名以下
 - ロ. 給与及び報酬の源泉徴収税額が少額の事業者
- ③納期特例制度は承認申請ではなく届出とし、その届出月から納期の特例を認めること。また、個人事業の新規開業者及び新設法人については、その届出が「開業届」または「設立届」の法定期限までに提出された場合には、納期の特例適用を開業または設立の日から認めること。
(所法 183、同 216、同 217)

<理由>

- ①わが国の取引の決済は、ほとんど月末に行われるのが通例であり、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。従って、源泉徴収義務者の事務合理化及び税務行政の円滑な運営のためにも納付期限を給与等の支払月の翌月末日に改めるべきであり、また、納期特例適用者に係る納付期限は1月末日と7月末日とすべきである。
- ②小規模事業者の納期特例制度は、徴収義務者及び税務行政の事務簡素化にも役立っているところである。双方における事務の簡素化を一層進めるためにも、納期の特例要件を現行 10 名未満から 20 名以下程度にすべきであり、また、少額な源泉徴収税額納付者には、人数に関係なく適用すべきである。
- ③納期特例制度は、承認申請ではなく届出とし、当該届出の月から適用するとともに、開業及び設立の場合の特例を設けて、徴収義務者の便宜と税務行政の円滑な運営を図るべきである。

(4) 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の見直しについて

生計を一にする親族が、事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定を見直すこと。
(所法 56)

<理由>

この規定は、戦前の家族主義に基づく世帯単位課税規定の名残であり、わが国税制が採用する夫婦別財産制など個人単位課税を徹底させる方向からいけば、生計を一にする親族に支払う対価（給与、退職金、地代家賃、支払利息等）については、その適正な金額を必要経費とすることが、所得税法の本則（第 27 条 2 項）から言っても、その者の正しい所得計算となるものである。

また、記帳慣行の未成熟から、事業の経費と家計費の区分が明確でないという考え方があるが、青色申告が普及した現在においては、記帳慣行が未成熟とは言えず、その対価性を否認する根拠とはならない。

一方、この規定を廃止すれば、所得分割の恣意性が介入し、税務行政上の困難を伴うという考え方があるところ、独立して事業を営む親族との間の契約関係に基づく役務の提供については、申告書に明示することで、法56条は適用しないことにするなど一定の要件を設けることにより解決されると考える。

(5) 事業と称するに至らない規模の不動産所得等の資産損失の取扱いについて

事業的規模に至らない不動産所得等における資産損失も、全額必要経費に算入すること。

(所法51)

<理由>

非事業的規模の不動産所得もしくは雑所得に係る資産損失が生じた場合は、その損失を必要経費に算入しないで計算したその年分の不動産所得または雑所得の金額を限度として必要経費に算入される。しかし、事業的規模の判断に関して、通達さえも「おおむね」という不確定概念を使うなど事業と業務の区別は非常に難しく、単純に規模だけの区分はできないのが実際である。非事業的規模といえども、継続性を有する限りは未償却残高の費用化は斟酌すべきと考える。

(6) 被災事業用資産の損失等の繰越控除期間の延長について

被災事業用資産の損失、災害関連支出及び災害による雑損失の繰越控除期間を、災害等による被害が特に甚大な地域については7年以内（現行3年以内）とするとともに、災害復旧費用についても、被害の特に甚大な地域として指定した場合には、3年以内（現行1年以内）に支出したもので認めること。

(所法70、同71、所令203)

<理由>

事業用資産が被災したときの損失及び住宅家財等が災害を受けたときの損失の繰越控除期間は、現在3年以内となっているが、雲仙普賢岳の災害や阪神淡路大震災のように、地域的で事業用、居住用を含めて被害が甚大な場合には、3年以内にその損失を補填することが難しいので、これを7年以内に延長して被害者の救済を図るべきである。また、災害復旧費用については、現在はその災害が止んだ日から1年を経過した日の前日までに支出することを要件としているが、1年以内に復旧費用を支出することが難しいような被害の特に甚大な地域として指定した場合には、3年以内に支出した復旧費用まで認めるように改正すべきである。

(7) 譲渡所得における相続税額の取得費加算の特例について

譲渡所得における相続税額の取得費加算の特例の適用年数を延長すること。

(措法39、措令25の16)

<理由>

土地の譲渡については、その譲渡契約成立までに長期間を要する場合も少なくない。そこで特例が適用できる年数を、現行の相続税申告期限後3年以内を更に延長変更すべきである。

また、相続財産を物納申請し、その後却下された場合など特殊な場合においても期間を延長または猶予するなどの規定を創設すべきである。

(8) 居住用建物の所有期間の通算について

居住用建物が建替えられ、引き続いて居住用に使用されている場合は、所有期間を通算できるようにすること。
(措法 31 の 3、同 35、同 36 の 2、同 36 の 5)

<理由>

居住用財産の低率分離課税の取扱いに関し、建物の所有期間も 10 年超であることが要件の一つになっている。建替えが行われた場合に、滅失建物の所有や利用形態が判然としないため適用から除外していると思われる。しかし、長期間住みながら建物を建替えた場合に適用がないのは、課税の公平を欠くものであるから、建替え前の建物と建替え後の建物の所有期間を通算して適用すべきである。

(9) ベンチャー企業等に対するエンゼル税制について

創業 5 年未満のベンチャー・中小企業の株式に係る譲渡損失の金額（清算終了、破産宣告による損失を含む）と他の所得との損益通算を認めること。

(措法 37 の 13、同 37 の 10、措令 25 の 12)

<理由>

中小企業の創業者的事業活動の促進に関する臨時措置法「中小創業法」に規定する特定中小企業者は、低迷しているわが国の景気上昇の牽引力としての役割を期待されている。

リスクを背負って事業を興し、不幸にして解散のやむなきに至った場合は、措置法第 37 条の 13（エンゼル税制）によって、「譲渡損失の繰越控除の特例」が創設されたが、当該年度は措置法第 37 条の 10 の規定を適用し、損益通算はできないようになっている。

しかし、上記の立法趣旨を生かすためにも損益通算を認めるべきである。

(10) 青色申告承認申請の取扱いについて（一部変更）

①非事業的規模の不動産所得を有する白色申告者が、新たに、事業所得を生じる事業を開始する場合には、青色申告承認申請期限を当該事業開始の日から 2 か月以内とすること。

②既に青色申告の承認を受けている被相続人の事業を承継した場合については、みなし承認申請期限を現行の 12 月 31 日（その年 11 月 1 日以降の場合は、翌年 2 月 15 日）から相続開始の日から準確定申告提出期限と翌年の確定申告期限までのいずれか早い日に延長する規定を追加すること。
(所法 143、同 144、同 146、同 147)

<理由>

①所得税法 144 条は、その年 1 月 16 日以降新たに所得税法第 143 条（青色申告）に規定する業務を開始した場合において、青色申告の承認を受けようとする場合には、その業務を開始した日から 2 か月以内に、申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないと規定する。しかし、不動産所得と事業所得は、その所得の発生源泉や稼働形態等を鑑みても極めて性質を異にする所得であり、新たな事業開始の場合は、144 条の規定に基づく新たな業務の開始として取り扱うよう改められたい。

②その年の 1 月 16 日以降新たに業務を開始した者が、青色申告の承認を受けようとする場合には、

その業務を開始した日から2か月以内にその承認申請書を提出することとなっている(所法144)。このため、被相続人の事業を承継した相続人が青色申告の承認を受けようとする場合には、原則として、被相続人の死亡後2か月が申請書の提出期限となる。

一方、相続による事業の承継は通常の事業開始とは事情が異なり、また準確定申告書の提出期限が相続開始の日から4か月以内とされていることから、既に青色申告の承認を受けている被相続人の事業を承継した場合に限り、その相続人にかかる青色申告の承認申請書は、相続開始の日から4か月を経過する日(準確定申告書の提出期限)と青色申告の承認があったものとみなされる日(12月31日、11月1日以降死亡の場合は2月15日)とのいずれか早い日までとされている。

この場合、被相続人の死亡の日により承認申請書の提出期限までの期間が異なるので、既に青色申告の承認を受けている被相続人の事業を承継した場合については、みなし承認期限を相続開始の日から4か月を経過する日(準確定申告書の提出期限)と翌年の確定申告期限までのいずれか早い日とする等、公平な取扱いとなるよう改められたい。

(11) 公的年金等の課税制度の見直しについて(一部変更)

公的年金受給者のうち、扶養控除等申告書の提出者については、その支払者において年末調整に準ずる措置を講じ、納税手続を簡素化すること。(所法190、同203の5)

<理由>

公的年金受給者のうち、扶養控除等申告書の提出者については、当該年金の支払者において年末調整に準ずる措置を講じ、公的年金以外に収入のない者については選択により確定申告をしたものとみなす等、高齢者の納税手続を簡素化すべきである。

(12) 財産債務明細書の提出制度を廃止することについて

財産債務明細書の提出制度を廃止すること。(所法232)

<理由>

財産債務明細書の提出制度は形骸化しており、実質的な意味がなくなっている。従って、税務行政の簡素合理化の見地から提出制度を廃止すべきである。

(13) 自らの責に基因しない損失についての雑損控除の適用について

自己が所有する財産について自己の責任に基因しない原因による損失を受けた場合には雑損控除の対象とすること。(所法72)

<理由>

所得税法では、災害または盗難若しくは横領による資産損失についてのみ雑損控除が認められているが、災害、盗難、横領以外の原因であっても、それが自己の責任によらないもの(例えば金融機関が破綻した場合の預金等に生じた損失や違法建築を原因とする不動産の強制退去あるいは強制取壊しによる損失等)についても雑損控除の対象とすべきである。

法人及び事業用資産の場合には、このような損失は一定の要件のもとに損金処理が認められることと

の整合性からも容認されるべきである。

(14) 退職所得控除額の見直しについて

退職所得控除額の計算期間の区分を廃止し、40万円×勤続年数に一本化すること。

(所法 30 ③)

<理由>

社会の就業形態が終身雇用制から転職等流動化に変化しつつある。このような社会の変化に対応すべく退職所得控除額の規定を見直すことが必要である。退職金を給与の後払いだと考えても、現行の控除額は給与所得の控除額と比較しても優遇しすぎであり、公平の見地からも好ましくない。まして、勤続年数が20年を超えた部分が70万円となることの根拠が不透明である。このような社会の変化に対応すべく、退職所得控除額の区分を一本化し、併せて生涯所得の租税負担額の公平を図るため控除限度額制度も導入すべきである。

(15) 不動産の譲渡損失の繰越しの取扱いについて

不動産の譲渡損失の繰越しについて、居住用又は事業用を問わず適用要件を緩和すること。

(措法 41 の 5)

<理由>

現在の所得税は所得概念について、包括的所得概念を採用しているといわれる。これは担税力に即した課税を第一に考えてのことと考えられる。ゆえに、マイナスの所得（損失）についても総合的担税力を考慮し適切に判断すべきであろう。

譲渡損失の繰越しは、長期所有に限ることなく、また借入金残高の有無にも関係なく、認めるべきである。他方、担税力の観点からは居住用に限定する必要もないと考えられる。すなわち不動産譲渡損失繰越の適用要件は緩和されるべきである。

(16) 相続等による事業承継後の減価償却方法の選択について

相続等により建物を取得した場合において、被相続人が定率法による減価償却を選択していたときは、相続人が事業を承継した日の属する年分の確定申告書の提出期限までに届出書を提出することにより、以後の所得の計算においても定率法による減価償却も認めること。

(所法 49、所令 120～136)

<理由>

平成10年度の税制改正により、平成10年4月1日以後取得した建物の減価償却方法については定額法に限られることとされている。このため、同日以後、相続、遺贈、死因贈与により取得した建物の償却方法は特別の手続を経ることなく強制的に定額法によることとなる。

しかしながら、相続によって取得した減価償却資産は、その取得した者が引き続き所有していたものとみなして、取得価額、取得日、耐用年数及び未償却残高を引き継ぐことから、被相続人が採用していた償却方法を選択することができるようにすべきと考える。

(17) 住宅ローン控除制度の見直し（新設）

認定長期優良住宅新築等特別控除を廃止し、一般住宅のローン控除制度を拡充すること。

(措法41)

<理由>

住宅の量から質への転換という住宅政策に沿って長期優良住宅法が施行され、所得税の認定長期優良住宅新築等特別税額控除をはじめ、登録免許税、不動産取得税、固定資産税に認定長期優良住宅に対する税の特例措置が創設された。しかし、この制度は、長期優良住宅の認定が必要で、そのためには登録住宅評価機関の審査と適合証の交付を受けなければならない。したがって、豊富な開発スタッフを抱える大手住宅業者に有利で、零細工務店つぶしになりかねない。また、登録住宅性能評価機関には関係官僚が天下っている。

住宅政策は、経済危機の中で、住宅に困窮している国民に重点を置くべきであり、長寿命住宅の趣旨は否定するものではないが、高価な長寿命住宅だけ特に税金を優遇する必要はない。経済対策ならば、一般の住宅ローン控除制度を拡充すべきである。

4. 法人税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 役員給与の取扱いについて（一部変更）

役員に支給した給与の取扱いに関しては、損金算入が原則的な取扱いであることを明示したうえで、以下の点においては早急に改められたい。

- ① 損金不算入となる役員給与を限定列举とすること。
- ② 利益連動給与は一定の手続きをもって全ての法人に認められることとすること。
- ③ 給与の改定時期については企業の定めた改定時期を認めること。 (法法 34)

<理由>

平成 18 年 5 月に施行された会社法では、会社に関する各種制度の見直しが行われた。これは、利用者の視点に立った規律の見直し、会社経営の機動性・柔軟性の向上、会社経営の健全性の確保等を理念とするものである（法務省民事局）。これに対し、法人税法 34 条は役員給与の硬直性を求めるものであり、会社法の理念とは異なったものになっている。会社法制の大幅な見直しが必要となった環境変化の激しい今日の経済社会において、国内企業の継続的な維持・発展を可能とするよう、本条文は、原則として役員に支払われる給与のすべてを損金算入される旨を明らかにしたうえで、損金不算入となる役員給与を限定するように改めるべきである。

特に、利益連動給与に関しては、損金算入の要件から実質的に公開会社にのみ選択可能な制度となっているが、中小の閉鎖会社こそ、取締役の働きによりその業績が左右されることとなる。事前に利益に連動させる金額の計算方法を届けるなどの方策により、中小閉鎖会社における役員給与に関しても利益に連動する部分を損金算入とすべきである。

また、企業の経営方針や商習慣は、企業によって様々な相違があるのが現状である。したがって役員給与の改定時期については改定時期を期首から 3 ヶ月に限定するようなことはせず、企業の経営方針等に委ねるべきである。

(2) 退職給付引当金制度及び賞与引当金制度の復活について（一部変更）

中小法人については、退職給付引当金制度及び賞与引当金制度を復活させること。

- ① 退職給付引当金については、労働協約等により労使が合意した退職金相当額を積み立てる必要があるため、旧法による累積限度額基準及び給与総額基準に限度額を設けず、退職給付要支給額の積み立てを全額損金算入を認めること。
- ② 賞与引当金については、支給見込基準に基づく計上の損金算入を認めること。

(旧法法 54 他)

<理由>

退職給付に関しては労働協約によるものは契約上の債務として、また就業規則によるものは労働条件を明示したものとして、企業に対して強い拘束力を有するものである。退職給付の性格が従業員の過去の全勤務期間に対する貢献に即して支払われるものであることから、労働協約等に基づき支給額の計算

方法が明示されていれば、その従業員に対しては、退職前であっても会社に従事した期間に対応する部分については、既に退職給付債務が生じているので退職給付要支給額の損金算入を認めるべきである。

賞与に関しては、就業規則等によりその支給条件が規定されているもの、取締役会で既に支給条件が確定しているものなど事業年度末において既に支給見込金額が確定しているものについては、その全額を損金として認めるべきである。

(3) 交際費課税制度の見直しについて

中小法人の交際費等の定額損金算入限度額内の課税制度は廃止するとともに、現行の交際費課税制度に係る下記の事項について見直しを行うこと。

- ①慶弔費用や社会的奉仕団体に係る会費等については、交際費の範囲から除外すること。
- ②交際費の支出に伴い、得意先等から受け入れる祝金があった場合には、これを支出交際費から除外すること。
- ③交際費等の具体的適用については、通達ではなく施行令等の法令により規定すること。

(措法 61 の 4、措令 37 の 5)

<理由>

交際費課税の趣旨は、企業の冗費抑制と考えられるが、冗費・濫費といえない費用を含めて、すべて課税対象とすることに強化されている。また、定額損金算入限度額内の一定割合を損金不算入とすることに対しては、租税収入面からの政策的理由以外の理論的根拠を見いだすことができない。したがって、中小法人の交際費等の定額損金算入限度額内の課税制度は廃止した上で、特に下記のような事象を考慮し、交際費課税の対象となる支出の範囲を再度整理すべきである。

- ①慶弔費用は、わが国の社会慣習として定着したものであり、相当額については交際費等の範囲から除外すべきであり、また、各種社会奉仕団体は、社会奉仕を目的としたものであり、これらの活動に伴う費用は、交際費等の範囲から除外すべきである。
- ②支出交際費等と関連して受け入れた祝金等を控除しないで限度額計算を行うことは、結果的に二重課税の可能性があるため、祝金等があった場合には、これを当該支出交際費から控除すべきである。
- ③交際費等の範囲に関する具体的な適用は、そのほとんどが通達に依存している。交際費の適用は、その範囲も広く恣意的判断に陥りやすいので、租税法律主義の立場からも課税要件を法令により規定すべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 認定 NPO 法人の認定手続きの見直しについて(一部変更)

特定非営利活動促進法の目的に沿うよう、特に事業型の NPO 法人にも認定が受けられるよう、認定 NPO 法人の認定要件を見直すこと。

(法 66③、法令 3、措法 66 の 11 の 2③)

<理由>

認定特定非営利活動法人(認定 NPO 法人)制度の創設(2001年)以来、NPO 法人のうち認定を受けたものは僅かにとどまっている。この原因には、認定要件のハードルが高すぎるため申請に至らないこと

があげられる。

認定に、厳しい要件を付することは、多くの団体が認定を受けて活動することへの制約となる。例えば、先のパブリックサポートテストは、公益性を寄付金収入から判断する基準であるが、当該基準は、事業収入割合が高い法人がその基準を満たすことの困難性の問題があるばかりか、認定後においても事業収入割合の増加で認定基準を満たさないことになるという不都合な結果が生じる場合がある。とすれば、パブリックサポートテストにおいて公益性を寄付金収入だけで判断することが適当であるかなど現状の認定要件の更なる見直しが検討されなければならない。また、認定後一定期間以上存続している NPO 法人については、市民からある程度の認知を受けたものとして認定基準を軽減するなど多様な NPO 法人に配慮したものとすることが望まれる。

(2) 受取配当金の取扱いについて

受取配当等の金額は全額益金不算入とすべきである。

(法法 23)

<理由>

平成 18 年 5 月に施行された会社法では、配当の支払いに関して柔軟な制度に改め、配当財源も利益剰余金だけでなく、その他資本剰余金からの配当ということも認められるようになった。その一方で、税法上益金不算入の対象となるのは、税法上の利益積立金からなされたものに限定されている。つまり、税法上の益金不算入の対象となる受取配当等に関しては、全て課税済みの利益積立金である。課税済み利益である配当等を受け取った法人において再度法人税が課税されるとすれば、明らかに法人税の二重課税となる。したがって、受取配当等については全て益金不算入とすべきである。

(3) 法人が民事再生法等による債務免除の適用を受けた場合の取扱いについて

法人が民事再生法の適用を受けた場合の債務免除益課税については、納税の猶予を図るなど、徴収面での手当てをすべきである。

(法法 59②)

<理由>

法人が民事再生法の適用を受ける場合、多額の債務免除益が計上されることがある。このような場合に民事再生法の趣旨を考慮し、平成 17 年度税制改正で法 57 条に規定する青色繰越欠損金よりも先に、法 59 条に規定する期限切れ欠損金を利用する手当てがなされ、再生後の会社が青色繰越欠損金を利用できる素地は築かれている。しかし場合によっては、これらの欠損金額や資産の評価損との相殺では足りず、債務免除益に課税がなされることもありうる。このとき、納税資金調達のために融資を必要とすることも生じるが、そのような場合の融資は極めて困難であり、企業再生に弊害を生ずることとなる。

一方、法人税法では、民事再生手続き中の事業年度については各事業年度の所得に対する課税を行うこととしていることから、課税対象となる債務免除益を非課税とすることは法人税法の体系を乱すことになり、好ましくない。

従って企業再生の過程において、債務免除益に対して課税が行われる場合には、納税の猶予等の繰延措置を設けるなど、徴収面における手当てを積極的に検討すべきである。

(4) 特定同族会社の留保金課税の廃止について

特定同族会社の留保金の特別課税制度は、廃止すること。

(法法 67)

<理由>

この規程は、通常の法人税が課された所得に対しての二重課税の面を持ち合わせている事は否定できない。一定額以上の内部留保額に対する追加課税であり、一定額以上の所得を計上した同族会社に対しての懲罰的課税の意味合いを持つことになる。制度が緩和されたとはいえ、この規程の適用を受ける法人もある。完全に撤廃すべきと考える。

(5) 法人の青色申告承認申請書等の提出期限について

法人の青色申告承認申請書、棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法及び減価償却資産の償却方法の変更届出書の提出期限を、前事業年度の確定申告書の提出期限まで延長すること。

(法法 122、法令 30、同 52、同 119 の 6)

<理由>

現行法人税法においては、設立第一期に該当する場合を除き、標題申請書等の提出期限は、「当該事業年度の開始の日の前日まで」とされているが、支障のない範囲でその期限が延長されれば、事前救済制度の充実が図られ、納税者にとって不測の事態を招く恐れが低減されることとなるだけでなく、税務行政の円滑な運営に資することになると考えられる。事実、所得税法においてはこれらの提出期限について、「適用しようとする年の3月15日まで」とされているが、このことによって、所得税の納税者は円滑な申告手続きを行うことが出来ている一方で、税務行政面に不都合が生じているとは考えにくい。

上記より、納税者の便宜と税務行政の円滑な運営のため、当該申請書等の提出期限は、「前事業年度の確定申告期限まで」とすべきである。

(6) 土地譲渡益重課制度の廃止について

土地譲渡等がある場合の特別税率の規定を廃止すること。

(措法 62 の 3、同 63)

<理由>

土地政策としての上記のような制度は、土地価額の推移に対し硬直的（問題提起から施行まで最低2年程度を要する）であり、柔軟な対応ができない。

また、多くの除外規定により、大手企業は適用対象となることが少なく、中小法人に過重な税負担を強いるものとなっている。しかも、その過重な税負担は、制度の計算構造上、法人の所得金額にかかわらず、欠損金額が生じているような担税力のない法人に対しても課されることになる。これは明らかに応能負担の原則に反するものである。

土地政策は、国の基本的な政策の中で行うべきであり、応能負担の原則を犠牲にしてまで、税制に偏ることは望ましいことではないので、措置法第62条の3及び同第63条については、臨時的な凍結ではなく廃止すべきである。

(7) 定期借地権に係る権利金の取扱いの見直しについて

定期借地権契約に際し支払った権利金については、定期借地権の契約期間に応じて償却することができるように改正すること。(法令 137)

<理由>

現在、法人税法上定期借地権に関する規定はなく、定期借地権を設定した場合においてもその権利金として支出した金額相当額は、通常の借地権の場合と同様資産に計上し償却することはできない。しかしながら、定期借地権は借地権契約期間が終了した時に無償にて返還しなければならず、契約期間の更新はないのが原則である。また定期借地権契約期間が終了した時には資産に計上した借地権相当額を一時に損金の額に算入しなければならないとも考えられる。そこで定期借地権の性格を考慮し、事業損益の平準化を図るためにも定期借地権に係る権利金については、その契約期間に応じて償却できるようにすべきである。

(8) 経理責任者の申告書の自署押印、罰則規定について

経理責任者の自署押印を廃止し、罰則規定から使用人、その他の従業員を除外すること。(法法 151)

<理由>

法人税法第 151 条（代表者等の自署押印）第 2 項は、代表者のほか、経理責任者である職の自署押印を求めている。自署押印の制度は、脱税の場合の両罰規定を前提に、法人の組織における責任の所在を明らかにするためであるとされている。

代表者が経理責任者を兼ねている場合は、経理責任者が経理に関する最終責任を負うことができるが、指揮監督を受ける立場の職員等が経理責任者の場合、重い責任を課すのは妥当でない。経理責任者が自己の意に反して申告書の記載をした場合の免責のための「経理責任者の意見」欄も、わが国には馴染まないものとして昭和 40 年代に廃止された経緯もある。申告書の記載内容は、すべて代表者が責任を負うべきである。

5. 相続税・贈与税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 相続税の課税方式の変更について（一部変更）

相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すること。

(相法 11、同 15、同 16、同 17)

<理由>

現行の相続税の課税方式は、折衷的な法定相続分課税方式を採用している。これは旧家族制度的な共同相続人関係を前提とするものであり、今日のような個人の権利意識が高まっている社会では、この旧家族制度的な共同関係はほとんど期待できない。この折衷的な課税方式は以下のような不合理を生じさせている。

- ①遺産総額の多寡、法定相続人の数により同額の遺産を取得した場合でも、相続税額が異なる。
- ②他の相続人の申告漏れにより共同相続人にも追徴税額が発生する。
- ③税額の計算、申告のために全ての相続財産の把握が必要となる。
- ④居住等の特例措置に基づく減額分が、他の共同相続人の税負担をも軽減する。

これらの問題を解決するためには、各々の相続人が新たに取得した経済価値に着目し、この新たな経済価値に対する課税をその課税根拠として、各相続人が取得した財産の額に基づき相続税の課税を行うべきである。

(具体的なイメージ)

①税額計算方法

各人の（取得財産の価額－非課税財産・債務・葬式費用－基礎控除額）×税率

②基礎控除

基礎控除については、現行方式の税負担に比して急激な変動が生じないようにすべきである。

③税率

現行方式と比較すると均等分割の場合より多くの財産を取得する者の税負担は大きくなるため、全体の税率のカーブ（特に高い税率）を下げるべきである。

④申告書の提出方式及び申告納税地

申告書は個別申告とする。申告納税地は被相続人の住所地とする。

⑤未分割の場合、法定申告期限までに分割が整わない財産については、相続人の全員が、その財産のすべてについて申告することとなるが、故意に未分割の状態とすることにより、各相続人の遺産分割後の取得価額が長期間確定しないまま放置されることも想定されるため、租税債権確保等の観点から分割申告を促進させる措置を講ずる必要がある。

(2) 相続税の財産評価について

財産評価の基本的事項を法律本文で明確にするとともに、公正な財産評価が行われるよう評価額の決定手続きを整備すること。なお、その際に相続財産が相続開始後、申告期限までに評価額が著し

く低下した場合の救済措置の規定を設けること。

(相法 22)

<理由>

財産評価は、相続税（贈与税）の課税標準に直接影響を及ぼすので、租税法律主義の観点から、評価の通則を法律本文で明確にすべきである。現在の財産評価の算定は、重要な事項が通達に依存しているため、課税庁の判断により課税額が左右される虞があり、納税者の法的安定性が損なわれる懸念がある。

また、土地の相続税評価基準決定について、相続税法第 26 条の 2（土地の評価審議会）の規定があるが、より公正な財産評価のために協議機関制度等を導入し、一方、課税庁が行った路線価等の評価について不服がある場合には、評価に関する不服審査制度を設ける必要がある。

なお、財産評価は、相続開始時の時価に基づくことを原則とするが、申告期限までに相続財産の評価額が著しく低下した場合には、納税者の担税力も同様に失われている。

従って、相続開始時の時価に基づく納税義務を課すことは、納税者の生活権や財産権を不当に侵害する虞があるため、原則的な評価方法により難い場合の救済措置を法律本文上に設ける必要がある。

(3) 相続税の連帯納付の義務の廃止について

相続税の連帯納付義務については廃止すること。

(相法 34)

<理由>

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずるとしている。取得者は連帯納付義務を負っていないながら、他の取得者の納付状況が分からないばかりか、延納をしている場合は長期間にわたって連帯納付義務を負うことになるため廃止すべきである。

(4) 非上場株式等についての納税猶予制度について（新設）

非上場株式等についての納税猶予制度について、適用要件の緩和等一定の見直しを図り、納税者が利用し易い制度にすること。

(措法 70 の 7、同 70 の 7 の 2)

<理由>

この制度は、中小企業の事業の承継に伴う様々な問題の解決を図り、雇用の確保や地域経済の活力維持の観点から、事業承継の円滑化のために創設された制度であり、事業承継を必要とする経営者の利用を促すよう、以下の項目について改善を図るべきである。

- ①相続税の納税猶予額を 80%相当額とすることについて特定事業用宅地等との均衡を保つ理由がなく、制度の概要を比較した場合に、むしろ農地等の納税猶予制度とのバランスから、納税猶予額を非上場株式等に対応する額とすること。
- ②現在の経済環境下においては、事業継続要件の一つである「雇用の 8 割以上の確保」を維持することによって、却って事業の継続が困難となる虞もあり、この制度の趣旨である事業の継続発展を通じた雇用の確保等といった観点とは一致しなくなる場合もあり得ることから、要件の緩和を図ること。

- ③病気等の理由により経営承継相続人等が代表者を継続して務めることが困難となることも想定されることから、「やむを得ない理由」に当該事由を追加すること。
- ④この制度の創設前に相続時精算課税により贈与された非上場株式等について、特定受贈者が経営承継相続人の一定の要件を満たせば相続税の納税猶予を適用可能とすること。

【その他の改正要望事項】

(1) 物納手続きについて

物納財産の順位を廃止し、物納手続きの簡素化をさらに図ること。

(相法 41、同 42、同 43)

<理由>

物納は、金銭納付が困難な場合に認められ、物納財産の範囲及び順位が定められている。より妥当で迅速な納税が行われるよう、以下のような改善を図ることが必要である。

- ①物納財産の順位の規定を廃止し、収納条件を緩和すること。
- ②小規模宅地等の特例を受けた財産及び相続開始前3年以内の贈与により取得した財産の収納価額は、相続税の課税価格計算の基礎となった価額とされているため、時価と著しく異なる場合がある。従って、物納財産の収納価額は、小規模宅地等の特例適用前及び相続開始前3年以内の贈与財産は相続開始時の時価とすること。
- ③物納手続きの簡素化を図ること。

(2) 生命保険金等非課税金額の引き上げについて

相続税における生命保険金・退職手当金の非課税限度額を引き上げること。

(相法 12)

<理由>

相続税における生命保険金及び退職手当金の非課税限度額については、相続人の生活の保障を目的として設けられたものであるが、年金等の公的扶助による社会保障制度が少子・高齢社会に十分に機能しなくなってきている。自助による相続人の生活保障のため、保険金及び退職金は重要性を増している。また、相続税の納税資金を確保するために利用されている場合が多い。従って、これらの見地から非課税限度額を相当程度引き上げる必要がある。

(3) 営業権の評価について

営業権については、他から取得した有償による営業権についてのみ評価の対象とし、自己創設の営業権については評価しないこと。 (相法 2、同 2 の 2、同 22、評基通 165)

<理由>

営業権は、税法においては直接の定義は認められないが、経済界において有償で取り引きされていることや最高裁の判決でもその存在が認定されている。

営業権とは企業が有する長年にわたる伝統、社会的信用、名声等の存在等を総合した、将来にわたり

他の企業を上回る超過収益力のことである。しかし、近年の優良企業の倒産にも見られるように、将来にわたって超過収益力が維持するとは限らないし、中小企業の場合は名声や信頼、信用力の高さは、代表者の個人的資質によるところが非常に大きい。

評価の安全性の観点から、自己創設の営業権については評価をしないようにすべきである。

(4) 相続時精算課税制度について（一部変更）

相続時精算課税制度について、以下の点について見直しを図ること。

- ①贈与により財産を取得した者の相続人が当該贈与をした者のみである場合にも相続時精算課税の選択をできるようにすること。 (相法 21 の 18、21 の 9②)
- ②相続時精算課税によって取得した財産であっても物納を認めること。 (相法 41②、同 43)
- ③特定贈与者の死亡以前（一定期間内）に相続時精算課税適用者が死亡した場合には、相次相続控除の適用を認めること。 (相法 70)
- ④相続時精算課税によって取得した宅地等のうち、非上場株式等の納税猶予の適用を受けるため、経済産業大臣の確認を受けた計画に基づき取得したのものについては、小規模宅地等の特例の適用を可能にすること。 (措法 69 の 4)

<理由>

- ①相続人が当該贈与者しか存在しない場合において、贈与を受けた年に受贈者が先に死亡した時は、相続時精算課税選択届出書を提出することはできないため、暦年課税となり、かつ、当該贈与者がその納税義務を負うこととなり、予期せぬ贈与税の負担が生じることになる。相続時精算課税選択届出書の提出を贈与時から認めるべきである。
- ②相続時精算課税によって取得した財産であっても、取得した者の状況で仕方なく物納にしなければならない状況もあり得る。これを別扱いする必要はないため、物納を認めるべきである。したがって、相法 41 条 2 項・課税価額計算の基礎となった財産のカッコ書きを削除し、相法 43 条・課税価額計算の基礎となった財産にカッコ書きを付し相続時精算課税によって取得した財産については相続開始時の価額とする。
- ③特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合には、相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除く。）は、相続時精算課税の適用に伴う権利義務を法定相続分に応じて承継することとなる。したがって、相続時精算課税適用者に係る相続と特定贈与者に係る相続について同一財産に 2 回課税されることとなるが、相続時精算課税適用者の死亡後一定期間内に特定贈与者が死亡した場合には、相続時精算課税適用者に係る相続について課された相続税について相次相続控除の適用を受けられるようにすべきである。
- ④非上場株式等についての納税猶予の適用要件のうち経済産業大臣の確認事項として「事業用資産等について後継者が支障なく取得するための計画を有していること」とあるが、小規模宅地等の特例の対象となり得る事業用宅地等を生前贈与することは不利である。したがって、当該計画に基づいて相続時精算課税制度により生前贈与した事業用宅地等については小規模宅地等の特例の適用を受けられるようにすべきである。

(5) 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋を取得した場合について（一部変更）

住宅取得等資金の贈与を受けて建売住宅・分譲マンションの取得の対価に充てている場合において、一定の場合には、相続時精算課税の特例及び贈与税の非課税の適用を可能にすること。

(措法通 70 の 3-8、同 70 の 2-8)

<理由>

注文住宅の場合は、住宅取得等資金の贈与を受けた翌年 3 月 15 日までに新築していなくても、屋根を有し土地に定着した建造物として認められれば、本制度は適用される。しかし、建売住宅・分譲マンションの場合は、引き渡しを受けなければ本制度の適用ができない。したがって、注文住宅と建売住宅・分譲マンションの間では、課税の公平を失する虞があるので、建売住宅・分譲マンションについても翌年 3 月 15 日において一定の状態にあれば、本制度の適用が受けられるようにすべきである。

また、既存住宅を取得し改装する場合にも、一定金額以上を改装に費やした場合には、築後年数の要件を外すこと。

6. 消費税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 消費税の課税の基本原理の変更について（一部変更）

消費税は平成元年に施行され、その後数次にわたり同法が改正され、制度としては国民の間に定着したが、多くの不備があり、いまだ手当てされていない。

この不備を解消するため、全事業者を課税対象者とする前段階仕入高控除型を基本原理とし、次のとおり変更すること。

- ①消費税の課税の方法は、課税売上高から課税仕入高を控除した金額を課税標準とすること。（以下「本則課税」という。）（消法28、同9）
- ②課税売上高が一定金額以下の事業者については、限界控除制度により納付税額の軽減を図り、納付税額が計算されない者については申告不要の制度を導入すること。（消法9④）
- ③すべての選択的適用条項を課税期間終了後の申告時の選択制とし、基準期間制度を廃止すること。（消法2⑭）
- ④簡易課税制度は維持し、適用上限金額については、別途検討すべきである。（消法9、同37①、同45）

<理由>

消費税は、平成16年の改正により課税事業者の適用範囲が広がったことから、課税の基本原理に則り、本則課税を基本とし申告納税義務を課すべきである。また選択適用条項が現場に混乱を与えてきたことからこれらを解決することが必要である。

- ①基本原理を貫くことは、すべての事業者が課税対象者となることとなり、免税事業者の判定が不必要となることから、制度の明確性が保証されることになる。
- ②課税売上高が僅少な事業者については、従前の免税制度と同じ効果が期待できる限界控除制度の導入により、課税売上高が僅少な納税者の理解も得ることができよう。この場合、小規模事業者の負担軽減のためにも、申告不要制度を導入する必要がある。
また、限界控除制度の導入により一定の基準金額を超えた場合の急激な税負担の増加を抑えることが期待でき、公平公正な税負担となりうると考える。
- ③現行消費税における基準期間制度が、消費税の各種の選択適用事項の選択につき、様々な弊害をもたらしている。基準期間制度は即刻廃止し、当該課税年度に係る申告時において、種々の選択を行う制度に変更すべきである。それにより公平な消費税制度の構築に資するものとする。
また、選択事項の2年間の強制適用は、変動が著しい経営環境等を考慮すれば、単年度の選択とすべきである。
- ④簡易課税適用上限金額が5,000万円となり適用範囲が相当縮小したが、簡易課税の適用金額については、更に検討をすべきものである。
また、簡易課税制度は小規模事業者の事務負担等を考慮して、導入されたものであることから、事業区分の簡略化を図り、その上で制度の存続は維持すべきである。
以上から、消費税の本質に適した課税を行うことが可能となる。また事務処理の合理化も図られ、

かつ、全国的に改正要望のある下記の種々の問題がすべて解決される。

- イ. 基準期間制度の廃止により、各種届出が不要
- ロ. 簡易課税制度選択事業者についての設備投資等に係る税額控除問題
- ハ. 各種届出書の提出期限問題
- ニ. 相続による申告、届出書提出期限の問題
- ホ. 免税事業者の課税売上高の算定問題
- ヘ. 選択条項の2年間継続適用の問題
- ト. 一定の基準金額を超えた場合の急激な税負担

なお、限界控除税額の計算は次によることを提案する。

$$\text{限界控除税額} = \text{算出税額} \times (3,000 \text{ 万円} - \text{課税売上高}) \div 2,000 \text{ 万円}$$

(2) インボイス方式と帳簿及び請求書等の保存について

帳簿方式を維持しインボイス方式にすべきでない。また、現行の「帳簿及び請求書等」の保存を「帳簿又は請求書等」とすること。 (消法30⑦)

<理由>

帳簿方式は、インボイスに替えて、帳簿又は請求書等の保存を前提としているものであり、統一形式によるインボイスの発行・集計及び帳簿との突合等の事務負担を軽減している。また、帳簿方式は今日定着していることから存続させるべきである。よって、平成9年4月改正前の「帳簿又は請求書等」の保存に改めるべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 税率について (一部変更)

消費税率の見直しには慎重であるべきである。 (消法29)

<理由>

税率については、消費税創設の状況も踏まえ、また、わが国の租税体系のあり方としては、直接税中心の租税体系を維持すべきであり、消費税は担税力及び逆進性に問題があるので課税の公平を歪めないためにも、税率は低税率に留めるべきである。

平成9年4月より、税率が5%に引き上げられたが、高齢化社会に対する福祉ビジョンや、財政再建の具体策等が明らかになっていないため、国民の将来に対する不安は解消されていない。税率を引き上げる場合については、財政再建の具体策や歳出の見直し、これからの社会保障制度等を明示した上で、国民の十分な理解のもとに行われるべきである。

また、制度の簡素化を重視する観点から複数税率への移行には反対である。

(2) 消費税の申告期限の明定化について

個人事業者の消費税の確定申告期限を本法において翌年3月31日までと定め、法人事業者の確定申告期限についても、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合には、予納を条

件に課税期間終了後3か月以内とすること。

(消法45)

<理由>

消費税の確定申告書の提出期限については、課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内となっているが、租税特別措置法によって個人事業者のみ翌年3月31日までの特例が設けられていることに鑑み、現行措置法の規定を廃止し、本法で3月31日と定めるべきである。

また、法人における消費税の申告は、法人税と同様、利子税を徴収する事によって他の納税者とのバランスは調整できるものであるから、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている法人については、課税期間終了3ヶ月以内とするべきである。

(3) 消費税の不服申立てについて所得税、法人税の青色申告者と同様に直接審査請求できるようにすることについて

消費税の不服申立てについて所得税、法人税において青色申告の承認を受けている事業者については所得税、法人税の青色申告者と同様に直接審査請求できるようにすること。

<理由>

所得税法または法人税法に規定する青色申告書に係る更正に不服があるときは、再調査の請求をしないで、国税不服審判所長に対し審査請求をすることが出来る。

消費税法には青色申告の制度がないために、原処分庁に対し再調査の請求という第一段階の手続きを行うようになっている。青色申告者に対する更正については、帳簿の備付け・保存が十分であるから調査における争点は明らかであるので、あえて再調査の請求を経る必要がないというのが国税通則法第75条第4項の規定であるのに、消費税法にこの規定が適用されないのは不合理である。

消費税においても、所得税・法人税と同じく再調査の請求を経ることなく、審査請求できるようにすべきである。

(4) 法人が会社設立と同時に消費税課税期間を短縮する場合の、課税期間と会計期間の不一致により、最後に3月未満の端数期間が生じた場合の処理について

法人が、会社設立と同時に消費税課税期間を1月ごと又は3月ごとに短縮する場合の課税期間については、法人の事業年度を基準とした1月又は3月ごとの課税期間として、法人の会計期間と消費税の課税期間を合致させることが、公正な会計処理の観点からも望ましい。

(消法19①)

<理由>

例えば新設法人(9月15日設立、12月31日決算)が設立と同時に1月ごとの消費税課税期間短縮を選択した場合、10月14日、11月14日、12月14日、12月31日の申告が必要となる。これを、9月30日、10月31日、11月30日、12月31日の申告ができるように改めるべきである。

通常、法人の会計処理は月末締めであるため、現行法の場合には、消費税の確定申告書を作成するために、会計帳簿を2本立てにしなければならない場合が生じ、事業者に多大な事務負担を強いている。これを解決するために、消費税の課税期間と法人の会計期間を一致させる必要がある。

(5) 課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額の控除について

課税売上割合が95%以上の仕入税額の全額控除は中小事業者に限定すること。 (消法30②)

<理由>

この規定は事務負担の軽減を図るという理由で設けられたものであり、事務能力のある大企業に適用するのは趣旨にそぐわない。また、この規定の適用による大企業の非課税売上げに係る課税仕入れの額も巨額となり、同じ非課税売上げに係る課税仕入れを行っても、大企業はこの規定により仕入税額控除が可能となり、中小事業者はできない場合が出てくるなど、大企業に適用することは、不適當である。

(6) 同一の役務提供行為に係る課税・非課税の取扱いについて (新設)

消費税の課税・非課税の取扱いについて、同一の役務提供行為から生ずる取引については、課税又は非課税の取扱いを統一化すべきである。 (消法6)

<理由>

近年、医療法人は長寿高齢化社会の進展に伴い、診療行為の他、介護関係のサービスの提供を求められている。病院や診療所の他、介護老人施設や訪問看護サービス等も併設している場合、提供するサービスは同じであるにもかかわらず、医療保険と介護保険から支払われる報酬及び窓口負担分における消費税の取扱いが大きく異なる。例えば、入院患者のおむつ代等について、医療保険が適用される療養型病棟で生ずるものは課税扱いとなるが、老健施設等介護保険が適用される病棟においては非課税扱いになる。これらについては、医療保険制度と介護保険制度の趣旨の違いはあるにせよ、非課税措置を統一して定めることは可能であり、徒に経理事務を煩雑化させる現行制度は改めるべきである。

7. 地方税関係

【重要な改正要望事項】

(1) 地方税における税務行政手続きの推進について

地方税における税務行政の適正手続を推進するために地方税法の整備をすること。 (地法2)

<理由>

行政手続法において、行政運営における公正の確保と透明性を図り、もって国民の権利利益の保護に資すると規定されている。しかし、税務行政に関しては一部が適用除外の対象となっている。今後地方分権が進む中で地方の独自財源に対する課税の問題等が発生するのは、必然である。このような点から、適正な申告納税制度の整備基盤として、適正手続に関する地方税の整備を行うことが必要である。

(2) 事業税の外形標準課税の導入及びその他の法定外新税の導入について

事業税の外形標準課税の導入については、慎重な検討を重ね、国民の理解を深めるべきであり、特に資本金1億円以下の中小企業に対しては導入すべきではない。更に、上記以外の法定外新税の導入をすべきではない。

<理由>

現行の事業税は、所得金額を課税標準として応益負担の原則により課税されている。事業税の性格は、地方公共団体の各種の行政サービスのコストと理解されており、応益課税は妥当であると考えられる。

しかしながら、課税標準の算定にあたり、企業の受益を最も適切に反映する判断基準をどこに置くのか、またその受益を客観的にどのように算定するのか、産業間格差、地域間格差等をどのように解消するのか、問題は山積されている。

さらに、今日の日本経済を考えた場合に、経済活性化のため、中小企業の保護、存続が不可欠であり、そのためにも外形標準課税は中小企業に課すべきではない。また、赤字法人に対する課税は、担税力が問題である。現在は対象を資本金1億円超としているが、今後むやみにその対象範囲を広げることがあってはならない。

地方分権を推進するうえで、地方独自財源としての地方税の在り方を積極的に検討することは必要である。しかし、課税の公平、担税力の観点から、特に中小企業に対する配慮が必要であり、日本経済の状況を考えた上でも、その導入に関しては時期尚早であると言わざるを得ない。特に事業基盤の脆弱な資本金1億円以下の中小企業に対しては、絶対に導入すべきではない。地方自治体の歳出削減を行うことを優先すべきであり、むやみに新税を導入すべきではない。

(3) 固定資産税評価算定手続きについて

固定資産評価の基準を明確・適正にするとともに、公開すること。 (地法388)

<理由>

固定資産税評価の算定基準は明確とはいえない。特に土地の評価は、地方税法において「適正な時価」に基づき評価決定することとされているが、各地方公共団体における評価水準の整合性が十分図られて

いるとはいえない。

評価の基準を明確かつ適正にするとともに、公開することによって課税の公平を図るべきである。

また、地価公示価格・路線価格・固定資産税評価額の評価機関（行政庁）は一元化することにより行政コストを削減すべきである。

【その他の改正要望事項】

(1) 事業税の社会保険診療報酬の非課税制度の廃止について（一部変更）

医師に認められている事業税の社会保険診療等の課税除外の措置を廃止すること。

（地法 72 の 14、同 72 の 17）

<理由>

地方税において、原則として事業をするものは課税をするようになっており、その税率は、業種によって分けられている。本来医師は、事業税の課税対象であるが、社会保険診療報酬等に対する収入は、課税除外の措置が政策的にとられている。

この制度は、税制改正大綱において1年間検討することになっているが、課税の公平の見地から廃止すべきものである。

(2) 廃業の場合の個人事業税の申告期限について

事業の廃業の場合、個人事業税の申告期限が廃業後1か月以内とされているが、所得税の申告期限と同一とすること。

（地法 72 の 55）

<理由>

事業廃止後の債権・債務を1か月以内に把握、確定するのは実務的に困難であり、また、事業廃止後、同一年中について新たな事業を開始することもある。

個人所得の計算は暦年計算が原則である。従って、個人事業税の申告期限は、所得税の申告期限と同一にすべきである。

(3) 固定資産税の負担の軽減について

固定資産税の負担の軽減を図ること。

（地法 351）

<理由>

現在、免税点については平成3年に改正され、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円になっている。平成6年度の土地の地価公示価格の7割程度への評価替えにより、評価調整措置はあるが、毎年固定資産税の負担が増加していた。

平成9年度以降は、課税標準を固定資産税評価額の8割程度へ改正し、また、地価が下落している地点の評価額については、地価公示価格の下落率を参考にして毎年見直しをすることとなったが、平成6年度の評価替え以前に比べても、なお重税感が大きいので、さらなる負担の軽減を図るべきである。

(4) 住民税における確定申告不要制度の創設について

住民税に係る確定申告について、所得税法 121 条第 1 項第一号の規定による給与所得者の確定申告を要しない場合と同様の規定を設けるべきである。

(地法 45 の 3① 同 317 の 3①)

<理由>

給与所得者について所得税法では便宜的に源泉徴収と年末調整により課税関係を終了させることにしており、20 万円以下の少額所得については確定申告を不要としている。しかしながら、住民税においてはこの規定が無く、確定申告をしなければならないこととなっている。納税者の便宜性からも同様の措置を講ずるべきである。

(5) 利子割について

利子割を廃止すること。

<理由>

少額な還付金の処理は手数も煩雑であり、徴税コストも掛かるため、利子割は国税に一本化することにより、合理化を図るべきである。

(6) 固定資産税評価証明書の職務上請求制度の創設について

職務上請求書により、固定資産税評価証明書の交付が受けられるようにすること。

<理由>

税理士業務に於いては、相続税評価等固定資産税評価証明書を必要とする場合が多くあるにも拘らず、本人でなければ交付を受けられないため納税者の手を煩わせることとなっている。

固定資産税評価証明書についても、戸籍謄本・住民票と同様に「職務上請求書」での交付を受けられるようにすべきである。

平成 23 年度税制改正に関する意見書

東京地方税理士会 調査研究部

副 会 長	益子 良一
専務理事	北條 諭
部 長	梯 和恭
副 部 長	平田 洋二
副 部 長	青木 伸久
副 部 長	中村 重和
参 事	菊地 宏
参 事	六槍 勝明
参 事	内田 芳久
参 事	東元 勇樹
